

平成28年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年3月1日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第 7号 中頓別町地方創生基金条例の制定について
- 追加日程第1 議案第 7号 中頓別町地方創生基金条例の制定について（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）
- 第 7 議案第32号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 8 議案第33号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 9 議案第34号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第10 議案第35号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第11 議案第36号 平成27年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第12 議案第37号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第13 議案第38号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第14 議案第10号 難病患者等の援護に関する条例の制定について
- 第15 議案第11号 障がい福祉サービス利用者への交通費助成に関する条例の制定について
- 第16 議案第12号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の制定について
- 第17 議案第19号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第15号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第17号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第20号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第21号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第22号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

て

第23 議案第23号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

第24 議案第24号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

第25 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

第26 議案第31号 中頓別町道路線の変更について

○出席議員（8名）

1番 佐藤奈緒君	2番 長谷川克弘君
3番 西浦岩雄君	4番 宮崎泰宗君
5番 細谷久雄君	6番 東海林繁幸君
7番 星川三喜男君	8番 村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林生吉君
教育長	田邊彰宏君
総務課長	遠藤義一君
総務課参事	長尾享君
総務課主幹	野露みゆき君
総務課主幹	工藤正勝君
総務課主幹	笹原等君
産業建設課長	中原直樹君
産業建設課技術長	山内功君
産業建設課参事	平中敏志君
産業建設課参事	藤田徹君
産業建設課主幹	永田剛君
産業建設課主幹	千葉靖宏君
保健福祉課長	矢上裕寛君
保健福祉課参事	吉田智一君
教育次長	青木彰君
会計管理者	藤井富子君
国保病院事務長	小林嘉仁君
国保病院事務次長	今野真二君
自動車学校長	大川勝弘君

こども館次長 遠藤美代子 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 高井秀一 君

議会事務局書記 田辺めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成28年第1回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、4番、宮崎さん、5番、細谷さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
議会運営委員長の報告を求めます。
細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成28年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、2月17日及び2月22日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日3月1日から3月11日までの11日間とする。3月6日は休日休会の日であるが、開かれた議会を実践するため、サンデー議会とし、町政執行方針、教育行政執行方針、一般質問を行う。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会する。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは7議員である。

3、町側から提案された議案の取り扱いについて、議案第4号から第9号、第13号及び第14号、第16号、第18号、第26号から第30号、第47号、以上16議案については、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査する。議案第39号から第46号、平成28年度中頓別町各会計予算は、議長発議による議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、3月10日から審査をする。

4、閉会中の陳情、請願などの取り扱いについて、全議員に写しを配付し、発議者を募る取り扱いとしたが、発議者はなく、議長預かりとした。

5、テレビ中継について、3月6日午前10時からのサンデー議会及び3月10日からの予算審査特別委員会の開始から終了まで、役場町民ホールと町民センター旧教育長室に設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日3月1日から3月11日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月1日から3月11日までの11日間とすることに決しました。

お諮りします。3月6日は日曜日であり、休日休会の日ですが、議会運営委員会報告のとおり、町民に開かれた議会を实践するためサンデー議会とし、特に会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、3月6日は会議を開くことに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び2月1日、稚内市で開催された宗谷町村議会議長会定期総会報告、監査委員の例月出納検査報告、町長からの中頓別町教育大綱策定の報告、第7期中頓別町総合計画前期実施計画の第15回変更報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） おはようございます。いきいきふるさと常任委員会は、2月2日並びに2月9日両日においてそれぞれ所管事務調査をしておりますので、その結果を報告いたします。

平成28年2月4日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

調査事項、ピンネシリ温泉の運営について。

調査の方法、資料による説明聴取。

調査の期間、平成28年2月2日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、2月2日、平成27年第4回定例会議決の継続調査のうち、ピンネシリ温泉の運営について調査を行いました。宿泊者数について、4月から12月までの累計2,563人、1月分は温泉からの聞き取りで240人となっています。今後の見込みについては、2月、3月を昨年実績で見込み、総数で3,191人を見込み、前年度比マイナス260人程度と見込んでおります。入館者数については、4月から12月までの累計8,356人、1月は717人で、2月、3月を昨年と同数で見込み、1万300人程度の利用実績を見込んでおり、700人程度の増を見込んでおります。会食者数については、4月から12月までの累計で35件531人、1月は2件26人で昨年度から落ち込んでおります。3月の送別会シーズンの利用によって変動するが、前年度40件690人を下回ると見込んでおります。損益計算書で12月までは実績、1月から3月までは昨年度の実績で見込み、収支は42万7,000円の黒字を見込んでおります。

【意見】

(1)、今年度3月31日で指定管理期間が満了することに伴い、新年度からの指定管理料の積算に当たっては、人件費など適正な積算をすべきである。

(2)、温泉施設運営だけでなく、敏音知地区観光施設全体の運営計画を早急に整備すべきである。

以上であります。

続きまして、平成28年2月9日の所管事務調査について報告いたします。

調査事項、(1)、放課後子どもプランの推進について、(2)、教育関連施設整備の考え方について、(3)、「未来を担う子どもの健全育成と教育の基金」を活用した事業について、(4)、就学援助事業の考え方について、(5)、町内工事視察、①、デイサービスセンター長寿園、②、国保病院リハビリ施設、③、定住促進住宅。

調査の方法、資料による説明聴取、現地視察。

調査の期間、平成28年2月9日。

場所、議場並びに現地であります。

調査の結果、本委員会は、2月9日、平成27年第4回定例会議決の継続調査のうち、緊急を要する事項として調査を行いました。(1)、放課後子どもプランの推進について。これまでの放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に推進するもので、利用料について放課後児童クラブ月1万810円、ひとり親家庭児童6,480円、放課後子ども教室は無料を平成28年度から10日以上利用で定額1,000円、10日未満は1日100円とする内容。(2)、教育関連施設整備の考え方について。中学校校舎の耐力度調査を行った結果、耐震性がある建物との結果が得られた。これまで改築を想定していたが、長寿命化対策と廊下の寒さ対策を実施したい。小学校については大規模改修を実施したい。寿スキー場リフト整備が年数経過により耐えられない状況となっており、総工費約2億5,000万円でリニューアルを計画している。(3)、「未来を担う子どもの健全育成と教

育の基金」を活用した事業について。平成27年度末1,569万円の「未来を担う子どもの健全育成と教育の基金」と一般寄附金を財源として（仮称）夢と希望を！感動体験事業を実施したい。（４）、就学援助事業の考え方について。平成26年、27年度において1.1倍であった就学援助費の生活保護費に対する倍率を平成28年度から1.3倍にし、援助を手厚くしたい。（５）、町内工事視察。デイサービスセンター長寿園、国保病院リハビリ施設、定住促進住宅、以上3施設。

（１）、（３）～（４）については説明により了承いたしました。（２）については、今後具体的な事業計画の策定時に協議することにいたしました。（２）というのは、教育関連施設整備の考え方であります。

以上で所管事務調査報告といたします。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 皆さん、おはようございます。本日平成28年第1回の定例会を招集いたしましたところ、悪天候にもかかわらずご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。本議会につきましては、人口減少対策、地方創生、関連する事業等の重要な案件を多くご提案をさせていただいている議会であります。ぜひとも熱いご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

私のほうから行政報告として2点させていただきたいと思います。

1点につきましては、国保病院理学療法士の採用決定についてであります。平成28年度からリハビリテーションを開始するため理学療法士あるいは作業療法士を募集していましたが、4月1日着任で理学療法士の採用が決定いたしましたので、ご報告いたします。

2点目は、平成27年度の国勢調査の結果についてであります。日本国内に住む全てのひとと世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、統計法という法律に基づいて5年に一度実施される国勢調査の結果が2月17日に公表されました。当町においては、人口総数が1,752人、世帯総数が782世帯となりました。人口総数では前回の平成22年調査から222人の減、減少率11.2%であります。世帯総数では35世帯の減で、減少率4.3%となったところであります。

なお、一般行政報告の一覧をおつけしておりますけれども、昨日予定をしておりました天北3町村町長会議につきましては、悪天候のために延会となっております。近くまた会議を持つ予定になっておりますけれども、案件としては天北線バスの運行に関する協議ということでありまして、内容につきましてはまたご報告をさせていただきたいと思いません。

以上であります。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 理学療法士の採用が決定したということで、長年病院の事務長を初め町長たちが採用のために努力してきた結果が報われて、大変ご苦労さまでした。住民も大変喜ぶと思うのです。

それで、ちょっとだけ伺いたいのは、どういう方なのですか。新卒の方なのか、実務経験がおありの方なのか、その辺当町としてもリハビリ施設をつくって、初めてリハビリということをやります。今までは物療ですよ、言うなれば。その辺の運営にやっぱり新卒だったら大変かなと思うことと新卒だからこそ真っ白い紙で十分にやってもらえるのかなとも期待もできるわけですが、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林病院事務長。

○国保病院事務長（小林嘉仁君） では、答弁させていただきます。

今回採用を決定しました理学療法士につきましては、実は面接、1人目はまず採用ちょっと難しいかなということで採用を見送っていました。2人目で採用を決定したところです。この方については、年齢が40歳ちょっとということで、経験年数も非常に長い状況であります。加えて、リハビリの学校の講師もやったことがあるという先生でいらっしやいまして、実は本州のほうの方なのですけれども、北海道に既に4年間くらいいらっしやいます。南のほうにいらっしやるのですけれども、そこで働いていたという先生でございます。そこでもリハビリ施設の立ち上げについて熱心に進められてきたという事前情報等もいただいております。非常に優秀な方ではないかなというふうに考えています。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎議案第7号

○議長（村山義明君） 日程第6、議案第7号 中頓別町地方創生基金条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第7号 中頓別町地方創生基金条例の制定について、長尾総務課政策経営室参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） おはようございます。それでは、議案第7号 中頓別町地方創生基金条例の制定についてご説明させていただきます。

議案第23ページをお開きください。議案第7号 中頓別町地方創生基金条例の制定について。

中頓別町地方創生基金条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

25ページをお開きください。制定の要旨でご説明いたします。国全体において少子高齢化や人口減少が急速に進む中、中頓別町が活力を維持しながら発展していくことを目的に中頓別町総合戦略を本年度作成しました。これから中頓別町総合戦略に沿って施策を実施していくこととしており、その費用に充てるため、特定目的基金を設置するとともに、中頓別町地域振興基金及び中頓別町農林業活性化基金を統合し、円滑な事業推進、財政運営を図るものです。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第7号は、議会運営委員会報告のとおり、いきいきふるさと常任委員会に付託して調査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時46分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議案第7号について、いきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第7号

○議長(村山義明君) 追加日程第1、議案第7号 中頓別町地方創生基金条例の制定の件、いきいきふるさと常任委員会委員長報告を議題とします。

本件につきまして、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長(東海林繁幸君) いきいきふるさと常任委員会審査報告をいたします。

審査報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

平成28年3月1日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第7号、議案名、中頓別町地方創生基金条例の制定について、審査の結果、原案可決。

以上、報告いたします。

○議長(村山義明君) 報告が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第7号 中頓別町地方創生基金条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町地方創生基金条例は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第32号

○議長(村山義明君) 日程第7、議案第32号 平成27年度中頓別町一般会計補正予

算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第32号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 議案第32号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。平成27年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,765万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,067万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年3月1日、中頓別町長、小林生吉。

6 ページをごらんください。第2表、繰越明許費は、2款総務費、1項総務管理費、ネットワーク強靱化対策事業2,945万7,000円及び3款民生費、1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業1,525万3,000円を翌年度に繰り越して執行するものでございます。繰り越しの理由は、ネットワーク強靱化対策事業及び年金生活者等支援臨時給付金事業の両事業とも国の緊急補正予算成立に合わせ、平成28年度に繰り越して実施することとなったものであります。

第3表、地方債補正、1点目は事業費の確定に伴う過疎対策事業債の限度額の変更でございます。変更前の過疎対策事業債の限度額1億6,550万円を変更後1億7,240万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。変更になった事業のみご説明いたします。森林管理道弥生線開設事業の限度額を変更前1,370万円から変更後1,340万円に、町道あかね2号線整備事業の限度額を変更前2,450万円から変更後1,790万円に、へき地教員住宅事業の限度額を変更前1,300万円から変更後1,220万円に、看護師宿舍整備事業を変更前3,000万円から変更後2,630万円に変更し、国保病院リハビリ施設増設事業を新規に1,830万円追加するものであります。

2点目は、新規の地方債の追加でございます。起債の目的は一般補助施設等整備事業債としましてネットワーク強靱化対策事業、限度額2,430万円、起債の方法は証書借り入れ、利率は3%以内、償還の方法は借り入れ先の融資条件または借り入れ先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるを追加するものであります。

22ページ、歳出からご説明いたします。今回の予算につきましては、多くの款、項、目におきまして人件費、物件費あるいは事業費確定等に伴う既定予算の精査、不用額の減額、決算見込み等に基づく補正でございます。

1款議会費、1項1目議会費では、既定額から39万3,000円を減額し、4,751万4,000円とするもので、3節職員手当等では扶養手当、期末手当、人事院勧告に伴う勤勉手当など、さらには時間外手当の減に伴い12万3,000円の追加、4節共済費では職員手当の増に伴い共済組合負担金1万9,000円を追加、9節旅費では委員会の視察研修費、費用弁償、要請、陳情旅費の減による33万7,000円を減額、11節需用費では議会だよりの発行ページ数の減により48万円を減額、13節委託料では会議時間数がふえたことにより会議録調製委託料29万3,000円を追加、14節使用料及び賃借料では委員会の視察研修に伴う高速料金の減により1万1,000円の減額となっております。

23ページをごらんください。総務費につきましては、所管課配付の予算説明資料がございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から1,396万4,000円を減額し、3億9,068万3,000円とするものです。主な増減理由は、2節給料及び3節職員手当等では他部局との人事異動、昇格、昇給、退職などに伴い60万円及び80万円を減額、4節共済費も同様に会計間人事異動、職員の退職に伴い750万円の減額、7節賃金、8節報償費では予算の精査により不用額を減額、9節旅費では町長公務、職員研修旅費として42万円を追加、11節需用費では各種追録代に8万1,000円を追加、13節委託料では健康診断委託料を予算の精査により不用額を減額、18節備品購入費では町民の皆様へ情報冊子等を自由に閲覧していただけるように町民ホールに書架を購入するための予算計上であり、24ページ、19節負担金補助及び交付金では、主に退職手当組合負担率の確定により減額となっております。

2目財政管理費では、既定額から1万1,000円を減額し、524万8,000円とするもので、13節委託料で予算の精査により不用額を減額するものです。

3目文書広報費では、既定額から17万8,000円を減額し、233万9,000円とするもので、事務費予算の精査による9節旅費で2万8,000円、11節需用費で15万円の減額となっております。

4目財産管理費では、既定額から203万8,000円を減額し、1,837万2,000円とするもので、12節役務費から27節公課費まで予算の精査及び入札減による不

用額を減額するものです。

5目企画費では、既定額から677万9,000円を減額し、4,696万3,000円でございます。4節共済費から25ページ、19節負担金補助及び交付金まで、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

7目生活安全推進費は、既定額から5万8,000円を減額し、100万2,000円とするもので、実績に基づく予算の精査により1節報酬で1万8,000円、9節旅費で4万円の減額となっております。

8目防災対策費では、既定額から3万2,000円を減額し、7万9,000円とするもので、11節需用費で予算の精査により不用額を減額するものです。

26ページ、9目バス転換関連施設維持管理費では、既定額から10万円を減額し、347万円とするもので、内容は11節需用費で消耗品の不用額の減額となっております。

10目情報推進費では、既定額に3,144万円を追加し、3,808万円とするもので、13節委託料では第2条で説明した繰越明許事業としてネットワーク強靱化対策委託料を計上、これは自治体情報の強靱化を図るため、総合行政ネットワーク、LGWAN接続系とインターネット接続系を分割、マイナンバー利用端末からの情報持ち出し不可設定を図るための委託業務であります。18節備品購入費で新規採用職員用パソコン端末5台、老朽化に伴うプリンターの更新1台、ペーパーレスを進めることと情報発信のためのタブレット端末2台を購入するための計上でございます。

2項徴税費、1目税務総務費では、既定額から4万1,000円を減額し、475万4,000円とするもので、内容は9節旅費及び11節需用費で不用額の減額でございます。

27ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額から18万6,000円を減額し、1,808万5,000円とするもので、内容は9節旅費及び13節委託料で実績に基づく予算の精査により4万円及び6万2,000円の減額、18節備品購入費では予算の精査による減額のほか戸籍住民情報を担当者以外閲覧防止するためのパーティション、机上ラック、プリンターラックを購入するものであります。19節負担金補助及び交付金では、事業実績に基づく予算の精査による減額のほか、マイナンバー導入に伴う通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金を追加計上するものであります。

2目戸籍共同運用費では、既定額から29万1,000円を減額し、355万9,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で事業実績に基づく予算の精査による減額でございます。

28ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費は、既定額に13万7,000円を追加し、94万円とするもので、選挙基準改正に伴う選挙人名簿システム改修委託料を計上するものであります。

4目知事道議会議員選挙費は、既定額から118万6,000円を減額し、153万9,000円とするもので、節の説明は省略させていただきますが、いずれも選挙事務費の確定による不用額の減額でございます。

5目町長町議会議員選挙費は、既定額から24万3,000円を減額し、294万1,000円とするもので、節の説明は省略させていただきますが、いずれも選挙事務費の確定による不用額の減額でございます。

29ページ、5項統計調査費、1目統計調査総務費では、既定額から18万2,000円を減額し、207万6,000円とするもので、1節報酬及び12節役務費にて国勢調査を初めとする各統計調査事業費の確定に伴う不用額の減額でございます。

30ページをお開きください。民生費、衛生費につきましては、所管課配付の予算説明資料がございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額に1,501万7,000円を追加し、2,757万1,000円とするもので、第2表で説明いたしました繰越明許事業として、年金生活等支援臨時福祉給付金事業として7節賃金36万3,000円、11節需用費70万円、12節役務費9万円、20節扶助費1,410万円、計1,525万3,000円を計上し、翌年度に繰り越して執行するものでございます。繰越明許事業以外の7節賃金から20節扶助費までにつきましては、実績に応じ不用額の減額でございます。

2目老人福祉費では、既定額から670万6,000円を減額し、2億2,629万4,000円とするもので、8節報償費、11節需用費、13節委託料とも事業実績に伴い不用額を減額、31ページ、18節備品購入費では入札減による減額、19節負担金補助及び交付金では在宅老人デイサービスセンター復旧事業補助金において保険料が増額になったことにより補助金額を減額、20節扶助費では後期高齢者お見舞い金助成負担金の実績を勘案し、150万円を減額するものでございます。

4目障害者福祉費では、既定額に634万8,000円を追加し、1億73万9,000円とするもので、内容は8節報償費では成年後見人の実績増による追加、13節委託料は実績見込みによる不用額を減額するものであります。20節扶助費では、障害者総合支援給付費670万円、日常生活用具給付費で6万円を追加したほか、障害者医療費、補装具給付費は実績見込みによる減額であります。

6目災害救助費では、既定額の1,100万円を皆減するもので、20節扶助費及び21節貸付金において災害弔慰金、災害見舞金、災害貸付金のいずれも支出見込みがないと判断したところであります。

32ページ、6目重度心身障害者特別対策費では、既定額に190万1,000円を追加し、1,163万円とするもので、20節扶助費で重度心身障害者医療費の伸びによる追加計上、23節償還金利子及び割引料は医療費の返還金の計上であります。

7目地域福祉対策事業費では、既定額から40万円を減額し、782万7,000円とするもので、13節委託料で老人単身者住宅の緊急通報システム導入対象者の利用減によるものであります。

2項児童福祉費、1目子ども医療費では、既定額に51万円を追加し、368万3,000円とするもので、12節役務費で実績見込みによる14万円の減額、20節扶助費で

子供医療の伸びによる65万円の追加計上でございます。

2目児童措置費では、既定額から225万7,000円を減額し、1,950万6,000円とするもので、11節需用費では予算の精査による2万4,000円の減額、13節委託料では社会保障・税番号制度、マイナンバー導入に伴うシステムの改修委託料として118万6,000円の計上、33ページ、19節負担金補助及び交付金では南宗谷子ども通園センター負担金を実績見込みによる1万4,000円の減額、20節扶助費では児童手当の実績見込みによる不用額340万5,000円を減額するものであります。

4目認定こども園費は、既定額から161万5,000円を減額し、1,415万3,000円とするもので、7節賃金から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも予算を精査し、不用額を減額するものであります。

5目地域子育て支援費は、既定額から1万円を減額し、54万6,000円とするもので、11節需用費の不用額を減額。

6目放課後児童健全育成費は、既定額から25万円を減額し、119万4,000円とするもので、7節賃金の不用額を減額するものであります。

34ページをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額から121万3,000円を減額し、832万1,000円とするもので、13節委託料及び19節負担金補助及び交付金にて実績見込みによる不用額の減額でございます。

2目母子衛生費では、既定額から104万円を減額し、202万円とするもので、8節報償費では母子健康相談・健康教育事業報償費について講師が報償費不用になったことにより皆減、13節委託料、20節扶助費において対象者の見込み減により不用額を減額するものであります。

3目環境衛生費では、既定額から413万4,000円を減額し、1億1,838万7,000円とするもので、7節賃金から13節委託料まで実績見込み及び事業費の確定による不用額の減額、35ページ、15節工事請負費及び19節負担金補助及び交付金について入札減及び実績見込みによりそれぞれ不用額を減額するものであります。

4目墓地火葬場費は、既定額から1万円を減額し、601万4,000円とするもので、11節需用費の不用額を減額するものであります。

5目病院費では、既定額に1億4,441万3,000円を追加し、3億2,030万5,000円とするもので、国保病院事業会計の収益決算の見通しに合わせ19節負担金補助及び交付金で基礎年金拠出金公的負担分を57万3,000円減額したほか、運営事業補助金で9,043万円、建設改良費単独事業費分として71万3,000円、建設改良費過疎債分として看護師宿舎整備事業の事業費確定に伴う減額及びリハビリ施設増設事業の新規計上による1,460万円の追加、救急医療費分として3,285万7,000円、累積欠損金解消分として500万円、さらには訪問看護事業実施に伴う在宅医療提供体制強化分として138万6,000円をそれぞれ新規計上とさせていただいたところであります。

7目地域保健対策費では、既定額から3万4,000円を減額し、42万2,000円とするもので、9節旅費の不用額を減額するものであります。

8目健康増進費では、既定額から157万7,000円を減額し、575万5,000円とするもので、8節報償費から36ページ、18節備品購入費までいずれも実績から不用額を減額するものでございます。

37ページをごらんください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額から9万3,000円を減額し、259万7,000円とするもので、9節旅費の不用額を減額するものであります。

2目農業振興費では、既定額に1,356万1,000円を追加し、8,218万円とするもので、9節から15節工事請負費までそれぞれ事業の確定により不用額を減額したものであります。19節負担金補助及び交付金では、地域の確定による減額のほか道からの補助をもって実施する新規就農者等の経営が軌道に乗るまでの間に対する支援、青年就農給付事業補助金として75万円及び農地の集積、集約化に協力する場合の支援、耕作者集積協力金1,350万8,000円を新規計上しております。

3目畜産業費では、既定額から187万8,000円を減額し、2,882万6,000円とするもので、9節旅費から38ページ、27節公課費まで、それぞれ事業の確定、実績見込みにより不用額を減額するものであります。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に90万3,000円を追加し、1,339万円とするもので、8節報償費に道補助対象の緊急捕獲事業分有害鳥獣捕獲報償費を130万4,000円の追加計上、9節旅費、14節使用料及び賃借料は実績見込みによる不用額を減額するものであります。19節負担金補助及び交付金では、猟銃免許試験等の受験見込みがないことによる皆減であります。

39ページです。2項林業費、1目林業振興費では、既定額から81万2,000円を減額し、1,841万4,000円とするもので、9節旅費、12節役務費については予算精査による不用額の減額、15節工事請負費は工事の確定に伴う追加計上及び不用額の減額であります。19節負担金補助及び交付金も各事業の確定に伴う不用額の減額であります。

2目林道費は、既定額から66万7,000円を減額し、3,540万2,000円とするもので、11節需用費から19節負担金補助及び交付金まで予算精査、事業費の確定に伴う減額であります。

40ページをごらんください。7款1項商工費、2目観光費では、既定額から189万3,000円を減額し、4,897万7,000円とするもので、4節共済費から15節工事請負費まで予算精査、実績見込み、入札減に伴う減額であります。

41ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額から34万5,000円を減額し、4,251万4,000円とするもので、13節委託料から16節原材料費まで予算精査、実績見込みによる減額であります。

2目橋梁維持費では、橋梁補修の必要が生じなかったため、既定額10万2,000円を皆減するものであります。

3目道路新設改良費は、既定額から882万2,000円を減額し、7,656万9,000円とするもので、15節工事請負費では事業費確定による減額、17節公有財産購入費、22節補償補填及び賠償金については購入及び補償の必要が生じなかったことによる皆減でございます。

42ページ、3項河川費、1目河川総務費では、既定額から25万7,000円を減額し、183万円とするもので、7節賃金、11節需用費、14節使用料及び賃借料について不用額の減額及び追加、13節委託料は額の確定による追加及び大雨時の臨時操作委託料の計上であります。

5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額から10万7,000円を減額し、1,371万5,000円とするもので、11節需用費ではあかね拡充団地の温水器1台の不良に伴う交換費32万3,000円を計上、15節工事請負費で事業費確定による不用額の減額であります。

43ページ、2目住宅建設費では、既定額から264万1,000を減額し、3,837万8,000円とするもので、15節工事請負費は定住促進住宅整備事業の事業費確定に伴う減額、19節負担金補助及び交付金は住宅建設促進助成金の対象がなかったことによる皆減であります。

44ページをお開きください。9款1項1目消防費につきましては、既定額から209万4,000円を減額し、1億5,481万5,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で南宗谷消防組合負担金の減額であります。詳細につきましては、議案書の最終のページにあります平成27年度一般会計予算（別紙内訳）明細書でご説明いたします。中頓別支署費、11節需用費では光熱水費、燃料費で節減による精査で、合わせて49万円を減額、12節役務費では通信運搬費で3万7,000円、手数料で23万6,000円の減額で、いずれも予算精査によるものです。13節委託料については、B型肝炎検査、感染性ウイルス検査などの精査による24万5,000円の減額であります。18節備品購入費につきましては消火用ホース購入に伴う見積もり合わせによる減、19節負担金補助及び交付金では消防本部費負担金で15万3,000円、救命士旭川日赤病院実習負担金で1万8,000円など予算精査により合わせて19万円の減額であります。

2ページ、中頓別消防団費では、1節報酬で消防団員の年度内入退団に伴う精査による13万円の減額、11節需用費では燃料費、光熱水費での節減と消防団員用活動服と防火衣購入に伴う入札減により合わせて75万6,000円の減額となっております。

45ページにお戻りください。教育費につきましては、所管課配付の予算説明資料がございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、既定額から8万円を減額し、77万7,000円とするもので、1節報酬では委員長職の廃止による予算額の組みかえ、予算の精査による不用額の減

額、9節旅費、11節需用費については予算の精査による不用額を減額したものであります。

2目事務局費では、既定額から522万円を減額し、7,086万4,000円とするもので、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費、19節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金につきましては、教育長の交代、職員の人事異動などによる減額でございます。9節旅費から19節負担金補助及び交付金まで、主に予算の精査、実績確定による不用額を減額しております。

3目住宅管理費では、既定額から110万円を減額し、3,265万5,000円とするもので、11節需用費で予算額の精査による不用額の減額、46ページ、15節工事請負費では予算額の精査、事業費の確定による減額であります。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額から122万5,000円を減額し、1,664万5,000円とするもので、11節需用費、15節工事請負費とも不用額をそれぞれ減額しております。

2目教育振興費では、既定額から20万7,000円を減額し、676万9,000円とするもので、18節備品購入費で不用額の減額であります。

47ページ、3項中学校費、1目学校管理費では、既定額から209万円を減額し、1,220万7,000円とするもので、11節需用費から13節委託料まで、いずれも予算額の精査、入札減による不用額の減額であります。

2目教育振興費では、既定額から36万6,000円を減額し、184万5,000円とするもので、20節扶助費で不用額の減額であります。

4項社会教育費、2目町民センター費では、既定額から27万5,000円を減額し、839万円とするもので、7節賃金では管理人賃金改定による4万5,000円の追加、11節需用費は予算額の精査による減額、18節備品購入費はワイヤレスマイク2本の不良に伴う購入費8万円を計上するものであります。

48ページ、3目社会教育施設費は、既定額に13万円を追加し、400万円とするもので、18節備品購入費にて郷土資料館図書室FFストーブの故障による購入費を計上しております。

4目多目的集会施設費は、既定額から3万3,000円を減額し、141万5,000円とするもので、15節工事請負費の不用額の減額であります。

5目創作活動施設費は、既定額から11万9,000円を減額し、72万円とするもので、18節備品購入費の不用額の減額であります。

5項保健体育費、2目山村プール費は、既定額から17万円を減額し、141万6,000円とするもので、7節賃金から13節委託料まで不用額を減額するものであります。

4目学校給食費は、既定額に4万3,000円を追加し、1,232万2,000円とするもので、1節報酬は予算精査による不用額の減額、7節賃金では臨時調理員の賃金改定による7万8,000円の追加、49ページ、9節旅費から13節委託料まで予算精査

による不用額の減額、18節備品購入費では予算精査による不用額の減額のほか年数経過に伴うサポート終了等による給食管理・栄養計算システムソフト、経年劣化による中ぶたつき保温食缶8個、米飯箱8個の購入費68万円を新規計上しております。

50ページをごらんください。11款1項公債費、1目元金では、平成16年度に借り入れた減税補てん債及び臨時財政対策債の利率の見直しに伴い、既定額に38万9,000円を追加し、4億9,784万6,000円とするものでございます。

2目利子では、既定額から102万3,000円を減額し、4,390万8,000円とするものであります。23節において地方債償還利子として16年度借り入れの減税補てん債及び臨時財政対策債の利率の確定で76万5,000円を減額、平成26年度借り入れ分は同じく利率の確定により25万8,000円を減額するものであります。

51ページをお開きください。12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に2,307万6,000円を追加し、1億6,022万9,000円とするもので、28節繰出金として各会計の決算見込みに基づき、国民健康保険事業特別会計に対して1,160万2,000円、水道事業特別会計に対して130万4,000円、後期高齢者事業特別会計に対し66万1,000円、自動車学校事業特別会計に対し1,083万1,000円をそれぞれ追加、減額するものでございます。

2項基金費、1目畜産振興基金費では、既定額から7万8,000円を減額し、83万5,000円とするもので、国営草地弥生団地採草地貸付収入と基金の利息の合計額が既定額に満たなかったため、その差額を25節積立金として減額するものでございます。

2目減債基金費では、既定額に基金の利息19万3,000円を追加し、1,319万3,000円としたところでございます。

3目地域活性化基金費では、既定額に基金の利息11万1,000円を追加し、7,091万1,000円とするものでございます。

52ページ、4目まちづくり基金費では、基金の利息3万8,000円を計上。

5目地域福祉基金費では、基金の利息3万5,000円を計上。

6目財政調整基金費では、基金の利息18万9,000円を計上。

7目天北線代替輸送確保基金費では、基金の利息10万8,000円を計上。

8目長寿園施設改修拡張基金費では、基金の利息14万円を計上。

9目地域振興基金費では、基金の利息1万1,000円を計上。

10目土地開発基金費では、基金の利息7,000円を計上。

11目農林業活性化基金費では、基金の利息3万4,000円を計上。

12目中山間水と土保全基金費では、基金の利息2,000円を計上。

53ページ、13目豊かな環境づくり基金費では、基金の利息2,000円を計上。

14目ふるさと応援寄附基金費では、今年度の寄附金8件分105万8,000円に基金の利息2,000円を加えた106万円を計上。

15目公共施設整備等基金費では、基金の利息18万1,000円と1億円を合わせた

1億18万1,000円を計上するものであります。

16目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では、基金の利息5,000円を計上するものであります。

17目地域創生基金費では、畜産の振興目的に寄附された寄附金400万円と2億5,000万円、さらには統合する地域振興基金3,532万5,000円、農林業活性化基金5,597万1,000円を合わせて3億4,529万6,000円を計上するものであります。

これらの積立金により、一般会計の基金の総額は40億9,125万円となっております。

8ページをごらんください。歳出合計、既定額に5億9,765万5,000円を追加し、35億3,067万2,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。歳入全体につきましては、昨年同様収入実績の確定、決算見込みに基づく補正が大部分でございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。1款町税、1項町民税、1目個人では、既定額に33万2,000円を追加し、6,477万円とするもので、2節滞納繰越分の徴収実績を勘案し、同額を補正するものであります。

2項1目固定資産税では、既定額から99万8,000円を減額し、5,814万9,000円とするもので、1節現年度課税分、2節滞納繰越分とも収入見込みを勘案しての減額、追加でございます。

6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金では、既定額に1,000万円を追加し、2,900万円とするもので、収入見込みを勘案しての追加でございます。

10ページをお開きください。10款地方交付税、1項地方交付税、1目普通交付税では、算定結果に基づき、既定額に3億5,152万5,000円を追加し、20億5,768万8,000円としたところであります。

2目特別交付税は、いまだに不確定ではございますが、既定額に5,383万5,000円を追加、1億5,383万5,000円とし、歳入総額調整の役割を持たせておりますので、ご理解願います。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、既定額に151万5,000円を追加し、3,414万円とするもので、1節保育料負担金で入園実績による114万4,000円の追加、2節幼児クラブ保育料負担金では37万1,000円の追加であります。

12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料では、2節そうや自然学校使用料の実績を見込み、既定額から11万8,000円を減額し、98万6,000円とするものであります。

2目民生使用料では、既定額から17万円を減額し、43万円とするもので、1節児童クラブ指導料の実績を見込み、同額を減額するものであります。

3目衛生使用料では、既定額に1万5,000円を追加し、4,517万5,000円とするもので、1節火葬場使用料の実績を見込み、同額を追加するものであります。

4目農業使用料では、既定額から80万4,000円を減額し、311万6,000円とするもので、収入実績に基づき、1節町営牧場使用料で同額を減額するものであります。

11ページ、5目土木使用料では、既定額に728万5,000円を追加し、5,415万2,000円とするもので、1節道路使用料から7節特定公共車庫使用料まで、それぞれ収入見込みをもとにした追加補正、9節定住促進住宅使用料は2月に完成した定住促進住宅の1カ月分の使用料を新規計上するものであります。

12ページをごらんください。2項手数料、1目総務手数料では、既定額に10万円を追加し、113万7,000円とするもので、1節戸籍手数料から7節屋外広告物設置許可手数料まで、それぞれ収入見込みをもとに追加、減額をしているところでございます。

2目衛生手数料では、既定額から2万7,000円を減額し、366万8,000円とするもので、収入見込みをもとに1節犬登録手数料、2節狂犬病予防注射済票交付手数料の減額であります。

3目農業手数料では、既定額に3万5,000円を追加し、62万5,000円とするもので、収入見込みをもとに2節町営牧場捕獲手数料で減額、3節有害鳥獣処理手数料で追加するものであります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に166万2,000円を追加し、6,147万8,000円とするもので、1節児童手当国庫負担金233万3,000円を減額、2節国民健康保険基盤安定国庫負担金110万5,000円、13ページ、3節障害者自立支援給付費国庫負担金で289万円を追加、いずれも実績見込みに応じた減額、追加であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に498万1,000円を追加し、2,868万7,000円とするもので、1節社会保障・税番号制度システム事業費補助金で64万1,000円の減額、3節通知カード・個人番号カード関連事務補助金で47万2,000円の追加、いずれも実績見込みに応じた減額、追加であります。6節地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金については、第2条で説明した繰越明許事業のネットワーク強靱化対策事業に係る補助金として新たに計上しております。

2目民生費国庫補助金では、既定額に1,770万5,000円を追加し、2,496万9,000円とするもので、1節次世代育成支援補助金、2節放課後児童健全育成事業補助金は他の補助金に統合することとなったことによる皆減、3節地域生活支援事業費国庫補助金、14ページ、4節臨時福祉給付事業補助金は事業費の確定に伴う減額、追加であります。6節年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金は第2条で説明した繰越明許事業の年金生活等支援臨時福祉給付金事業に係る補助金としての新規計上、7節社会保障・税番号システム整備費補助金は児童手当のシステム改修に伴う補助金として新規計上、8節子ども・子育て支援交付金は1節、2節で皆減した補助金を新たな制度として統合し

たことによる新規計上、9節社会資本整備総合交付金は高齢者除雪サービス事業に対しての補助金として新規計上となっております。

3目衛生費国庫補助金は、既定額から7万7,000円を減額し、4万4,000円とするもので、1節保健衛生費補助金で感染症予防事業費の確定に伴う減額であります。

4目土木費国庫補助金では、既定額から115万6,000円を減額し、7,472万9,000円とするもので、1節公営住宅建設事業等補助金は各事業費の確定に伴う減額及び家賃の減免措置に係る補助金が新たに採択されたことにより新規計上しております。2節道路橋梁費補助金、町道あかね2号線交付金事業、橋梁修繕事業の事業費の確定に伴う減額となっております。

15ページ、3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額に12万3,000円を追加し、19万7,000円とするもので、1節外国人登録事務委託金において委託金額の確定による増額をするものであります。

14款道支出金、1項道負担金、1目総務費道負担金では、既定額から5,000円を減額し、4万5,000円とするもので、1節土地利用対策事業道負担金の額の確定により減額するものであります。

2目民生費道負担金では、既定額から481万9,000円を減額し、4,189万2,000円とするもので、1節児童手当道負担金から7節災害見舞金負担金まで各事業の実績をもとに減額、追加計上を行うものであります。

16ページをお開きください。2項道補助金、1目民生費補助金では、既定額に370万7,000円を追加し、1,078万1,000円とするもので、2節ひとり親家庭及び重度心身障害者補助金、4節地域生活支援事業費道補助金において事業の確定に伴う追加計上、6節子ども・子育て支援交付金は国庫補助金同様新たに制度化された子供、子育てに対する補助金として新規の計上であります。

2目衛生費補助金では、既定額に169万9,000円を追加し、234万5,000円とするもので、1節健康増進事業補助金は額の確定に伴う追加、2節在宅医療提供体制強化事業補助金は国民健康保険病院に係る訪問看護等の在宅医療に関する補助金として新規計上したところであります。

3目農林業費補助金では、既定額に1,477万1,000円を追加し、7,570万5,000円とするもので、2節造林事業補助金から17ページ、16節小規模土地改良事業補助金まで事業実績よる減額、17節鳥獣被害防止総合対策事業補助金は新たな交付決定に伴う追加計上、18節地域づくり総合交付金はエゾシカ緊急対策事業として、19節青年就農給付事業補助金、20節機構集積協力金交付事業補助金を新規計上しております。

5目総務費補助金では、新規に1,042万4,000円を計上したもので、1節深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金の額の確定に伴う計上であります。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額から137万7,000円を減額し、6

08万円とするもので、1節統計調査事務委託金から18ページ、6節知事・道議会議員選挙委託金まで、いずれも各事務費の確定に伴い、追加、減額を行うものであります。

3目土木費委託金では、既定額に5万9,000円を追加し、74万7,000円とするもので、1節河川管理委託金、2節建築基準法業務委託金とも歳出の実績に伴う追加であります。

4目災害貸付事業委託金は、災害援護資金貸付金の実績がないため、既定額350万円を皆減するものであります。

15款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に105万7,000円を追加し、109万9,000円とするもので、歳出でご説明したとおり、各基金の利子分の追加計上をしたものであります。

2目財産貸付収入では、既定額に41万5,000円を追加し、883万2,000円とするもので、1節土地貸付収入から19ページ、3節施設貸付収入まで、各節とも貸付実績及び見込みをもとに追加、減額を行うものであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、既定額に87万5,000円を追加し、87万7,000円とするもので、1節土地売払収入で町有地草地1件及び浅茅野台地防雪対策用の土地の売払収入、2節建物売払収入では町職員住宅の売払収入を追加計上するものであります。

3目生産物売払収入では、既定額に90万2,000円を追加し、90万3,000円とするもので、1節立木売払収入として兵安地区町有林間伐に伴う立木販売及び浅茅野防雪対策用町有地売り払いに係る立木伐採補償金を追加計上しております。

20ページをお開きください。16款1項寄附金、1目一般寄附金では、既定額に147万9,000円を追加し、148万円とするもので、4件のご厚志を計上しております。

2目指定寄附金では、既定額に505万8,000円を追加し、525万8,000円とするもので、9件のご厚志を計上させていただきました。

17款繰入金、1項基金繰入金、3目地域振興基金繰入金は、新規に3,532万4,000円を計上するもので、地方創生基金の新設に伴い基金を統合するために繰り入れるものです。

4目農林業活性化基金繰入金は、新規に5,597万円を計上したもので、地域振興基金同様に基金統合のため繰り入れるものです。

19款諸収入、6項1目雑入では、既定額から134万7,000円を減額し、1,922万9,000円とするもので、内容としては各種検診の個人負担金が委託料よりあらかじめ減額されたことによる皆減のほか、し尿浄化槽委託料個人負担金など各所管の決算見込みによる種々雑多な収入の追加、減額計上でございます。

21ページ、20款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額に690万円を追加し、1億7,240万円とするもので、内容につきましては地方債補正でご説明させていただきましたので、省略いたします。

4目一般補助施設等整備事業債は、新規に2,430万円を追加計上するもので、第2条で説明した繰越明許事業としてのネットワーク強靱化対策に係る起債として新たに計上するものであります。

7ページをごらんいただきたいと思います。歳入合計、既定額に5億9,765万5,000円を追加し、歳入総額35億3,067万2,000円とし、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 26ページの情報推進費についてなのですが、説明資料をいただいております。備品購入費で平成28年度採用予定の職員用端末としてデスクトップPC5台ということなのですが、これは新卒採用の内定者は5名というふうなことでよろしいのか。

それと、プリンター1台は老朽化に伴う入れかえということで、これは明確だと思うのですが、タブレット端末2台の購入理由としてペーパーレスを進めるということで、これはこの2台を職員の方皆さんで使用してペーパーレスを進めていくということなのか。

また、もう一つの理由として情報発信にも使用するというのですが、これはSMSとなっているのですが、これはソーシャルメディアシステムと、そういう……

（何事か呼ぶ者あり）

○4番（宮崎泰宗君） ですよ。そうだと思いますが、SNSかなと思います。ソーシャルネットワークサービスということで、これについても情報発信というものを職員の皆さんでタブレット2台に限定して行っていくのか、まずこの3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目の職員用端末の関係でありますけれども、新規採用については3名であります。もう2台の部分についてはありますけれども、新年度予算でも出てくるのですが、次年度にかかわる部分なのですが、地域おこし協力隊員の募集も今実は行うことにしております。そこにかかわる部分も含めて今回27年度予算の中で事前に購入させていただきたいなということで5台を計上しているということがあります。

それと、タブレット端末の、とりあえず2台となっておりますが、これ個人に、基本的には全員にという考え方はあるのですが、まずはこれを使っていろんな作業をペーパーレスに向けた取り組みとして、まず2台購入して取り組んでみようかという考え方を持っていますので、この2台を職員全部で使うというのはこれは到底難しいところがありますので、その辺は今後の取り扱いとしてこれをいい方向に向かえばふやしていきながら、その対応を考えていくということを検討したい。そのための取り組みとして、今回2台だ

けということ考えているというところであります。

あとよろしいですか。この2つだけでいいですか。

(何事か呼ぶ者あり)

○総務課長（遠藤義一君）　そういうことです。

○議長（村山義明君）　東海林さん。

○6番（東海林繁幸君）　歳入では、特別交付税が1億5,300万円ほどで確定したようなのですけれども、普通交付税についての算定基礎はそれなりにあって、わからないけれども、わかったような気がするのですけれども、特交についてはこれは全くわからないですよ。説明もない。それで、特に今回の5,300万円というのもありますし、総体的に1億5,000万円の特交が何を対象にどのくらい出たのか、その辺ちょっと聞きたいと思います。

それと、歳出では37ページの19節負担金補助及び交付金、この中の耕作者集積協力金1,350万円、これも概要というのをを出してくれているのだけれども、見てもわかりません、我々では。これどういうところに、例えば対象が地域、集落になっていると思うけれども、どこへどんなお金が入っているのですか。それ何のためにそうなるのかも、ちょっと書いてあるけれども、なかなか理解できない。農業関係者だったらわかっているか。土地所有していたらわかっているのだろうけれども、この辺金額的には相当大きな金額なので、もう少しわかるように説明していただければと思います。

以上です。

○議長（村山義明君）　長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君）　1点目の特別交付税につきましては、12月と3月と交付というところで、まず12月で入ってきたものでは、明記されているもので、例えば病院の病床に係る分とか、そういう明確に入ってくる分があるのですが、それ以外については何の分というものの指示がほとんどないような状況でして、3月分の金額についてもいまだわからないと。ただし、昨年度の収入見込みで約2億円入っておりますので、地方財政計画等を見ますと落ち込みがそれほどないのかなということもちょっと勘案して、今回1億5,000万円ということで計上させていただいております。具体的に特別交付税でこの分ですよと明記されたものというのは非常に少ないということをご理解いただければと思います。

○議長（村山義明君）　藤田産業建設課参事。

○産業建設課参事（藤田 徹君）　東海林議員のほうから質問のありました機構集積協力金の関係の説明をさせていただきたいと思います。

お手元に資料配付させていただいているのですけれども、そこに書かれています農地中間管理機構に農地を貸し付けた、1つは地域、それと農業者等に対して協力金を交付する事業ということになっておりまして、ここでいいます中間管理機構、これにつきましては公益法人北海道農業公社のことを指します。この協力金は、地域に対するものと個人の農

業者、出し手に対するものに分かれておまして、個々の出し手に対する支援につきましては経営転換協力金と耕作者集積協力金がございます。今回の補正につきましては、耕作者集積協力金に該当するものでございます。この制度を利用しまして、農地を借り受けたい、または貸し付けたい農業者等がおまして、農地中間管理機構を担っています北海道農業公社が農地を貸し付けたい農家から、1つは10年以上の賃貸借を結んで農地を借りたい農業経営体に貸し付けるという仕組みになっております。交付単価につきましては、10アール当たり2万円。具体的には、敏音知地区の農家3戸から農業公社に農地を貸し付けられておまして、協力金の対象となる農地面積は67.54ヘクタールということで、1アール当たり2,000円で1,350万8,000円となっております。この額については、歳入のほうの道支出金、道補助金、農林業補助金のうち、20節の機構集積協力金交付事業補助金ということで同額を計上しております。

以上です。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） わかったような、全然わからないのです。まず、特交で根拠なくくれるわけないよね。特交は、必ず根拠があるはずです。それを聞くか聞かないかの差はあるのだろうけれども、その辺もう少しきちっと把握すべきだと思うし、ちょっと私が思ったのは、例えばデイスサービスが思わぬ災害に遭った。町としても相当な損害を受けて、町費で仮に運営した部分についても人件費等を含めて数百万円の負担をしている。道としてもこういった例がないというぐらいの初めての例だったはずなのだけれども、こういった件については今までも特交で救済してくれたというような、この類した件についてはあったはずなのです。そこで、ちょっと気になったのは、ではデイスサービスセンターあたりのああいっただけの災害に対して特別交付税の配慮はあるのでしょうか、ないのでしょうか、もうそろそろ。それがまたそれで、別なことで救済を申請したのかどうか、その辺も含めて伺いたいと思います。

それと、農業公社なるもののことに対する、それに貸し付けをしたとか、それに対しての制度らしいのだけれども、そうしたら誰がどれぐらいお金をもらっているの、これ1,300万円。どういう配分になるわけ。それちょっと後で教えてください。

それと、ちょっと農業を知らない議員としての疑問なのですけれども、町長も農業を知らないのだけれども、私は不思議だなと思ったのは、今まで農地が足りないということで、町営の牧場もあるし、採草地もつくった。草地を改良するための助成もしてきた。そういった農業の基盤とも言える農地に対する拡大とか優良化だとかということに対してずっとやってきたはずですよ、町が。それを個人の土地を貸してしまうのですか。矛盾していないですか、政策として。町がこれまで農業者のためと思っていた農地政策と矛盾していませんか。その辺伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） まず、特別交付税のほうなのですが、デイスサービスの関係

は基準財政といえますか、災害等もそうですが、その年に町として例年にならないことが起こった場合というのを、そういうものをいわゆる申請できるような方式になっておりまして、デイサービスの火事の方、それからそれ以降のデイサービスの運営の方というものを特別交付税のほうに中頓別町として27年度にこれだけかかっていますよというのを全てお出ししています。それに基づいて道総合振興局のほうで精査して3月に入ってくるわけですが、その分の幾ら入ってくるかというのはまだ今時点では未定ということをご理解ください。

先ほど少し説明が少なかったのですが、ちなみに12月では先ほど言った病院の方ですとか、あと医師派遣、医師招聘の方、それから有害鳥獣の方などなど、あと中山間地域といったことで、一部限られた方でこれだけお金が入っていますというリストはいただいているのですが、3月分につきましては最終的にリストをいただけないというのが通常なものですから、公表していないということなので、先ほどの質問が最終的に幾ら入ったかというのはわからないということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） 藤田産業建設課参事。

○産業建設課参事（藤田 徹君） 個々の農家の金額ということでございますけれども、3戸の農家が今回対象になっておりまして、1つの農家については9ヘクタール、約10町に対しまして金額が195万8,000円、もう一方の農家については面積が約34町、これについては684万8,000円、もう一方については約23町で470万2,000円、合計で1,350万8,000円となっております。

この制度ができた背景なのですけれども、国のほうで21年に農地法改正がありましたけれども、その5年前から農業者の高齢化ですとか、農業人口の減少ということで遊休農地が発生することが見込まれるということを懸念いたしまして、平成21年度に農地法改正をしております、その中の一つの事業として今後担い手に効率よく農地を利用集積するという考えの中でできた一つの事業でございます。27年度については、交付単価1反当たり2万円になっておりますけれども、これは基準単価の4倍ということで、加速的にこの金額を使っていると。28年、29年については2倍の額、今回の半分の額に落ちると。それ以降は基準単価、今回の4分の1の単価に下がっていくという制度の内容になってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第32号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第33号

○議長(村山義明君) 日程第8、議案第33号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第33号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきまして、大川自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 大川自動車学校長。

○自動車学校長(大川勝弘君) それでは、自動車学校の補正予算についてご説明申し上げます。議案第33号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3,173万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

では、事項別明細書、歳出からご説明いたします。8ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から54万7,000円を減額し、3,173万円とするもので、4節共済費では職員の入れかえ等により社会保険料を13万6,000円減額、雇用保険料で不足が生じることから2万5,000円を追加、全体で11万1,000円の減額で、9節旅費では協議会の増により2万3,000円を追加、

10節交際費は今後の支出見込みがないことから5,000円を減額、11節需用費では教習車の維持管理費の精査や施設管理費の精査により31万2,000円の減額、12節役務費では電話、郵便等通信費の見込みや各種手数料、保険料等の確定等により9万円を減額、13節委託料では各種委託料業務の確定により1万1,000円の減額、14節使用料及び賃借料並びに27節公課費とも事業費の確定によりそれぞれ2万8,000円の減額と1万3,000円の減額となったところです。

5ページ、歳出合計、既定額から54万7,000円を減額し、3,173万円とするものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項1目自動車学校使用料では、既定額から1,093万2,000円を減額し、1,588万9,000円とするもので、普通車の受講者が当初予定の受講者確保が困難なことから1,061万8,000円の減額、あわせて検定料、冬期割り増し料、それから技能補習料や教本、適正検査料についても減額、大型特殊教習生については受講者の増により39万8,000円の追加となったところです。

2款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に11万1,000円を追加し、11万2,000円とするもので、前年度繰越金を追加をするものです。

3款諸収入、1項1目雑入では、既定額から55万7,000円を減額し、265万1,000円とするもので、高齢者講習料ほか決算見込みで見込める額をそれぞれ減額、追加したものです。

4款繰入金、1項1目繰入金では、既定額に1,083万1,000円を追加し、1,307万8,000円とするもので、一般会計からの繰入金を計上したものです。

4ページ、歳入合計、既定額から54万7,000円を減額し、3,173万円とし、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、質問させていただきます。

私この予算、要するに27年度の予算当初のときから予算のつけ方からしておかしいということで多分言っていたと思うのです。というのは、今現在で1,300万円の繰り入れですね。それを当初膨らませて受講生がいるということで、現に少数人数の中で多分なる受講生の人数を掲げていたから、こういう結果になるのは当然だと思います。それで、当初の見込み人数と現在の受講生、今までの受講生の人数をまず教えてもらいたいです。

○議長（村山義明君） 大川自動車学校長。

○自動車学校長（大川勝弘君） それでは、入構生の当初の予定としては、普通車については79名の予定でした。それから、大特については26名と。それで、今星川議員のほうから指摘がありましたように、なかなか教習生の確保が難しい状態になってきています。

それで、今後今現在としては3月まで見込んでの人数を言わせてもらいますと、普通車が現在50名の入構生の見込みがあります。それから、当初の26名の予定が今46名ぐらいになるということで、大特については非常に伸びています。しかしながら、普通車が生徒も減っているということで、私のほうでも考えていますのは、3町、中頓別町、浜頓別町、枝幸町、歌登では今後さらに状況が難しくなって、確保が難しいではないかというところで、夏場においては今度知駒を通過して幌延町とかあっちのほうにも足を延ばして、冬はちょっと無理かと思うのです。夏の間でもそういうふうにして歳入がふえるように、夏場の間にそういう状況であちこちに生徒といいますか、学生確保に回って、そして何とかこれを少しでも歳入が上がっていくような方策を考えていきたい、こう考えています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、町長にお伺いします。

28年度の当初予算にもやっぱり繰出金はこれだけのものを多分掲げているのかなと思いますけれども、今後です、町長。この自動車学校、要するに3,200万円の収入のうち3分の1を繰り入れで賄っているということであれば、私は次の手を考えるべきでないのかなと思いますけれども、町長はどのような考えをしているかお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 一般質問にも出ていた案件なので、どこまでお答えしていいのかというのはありますけれども、自動車学校の状況は本当に厳しいです。今校長から営業先を広げて生徒確保に当たるという話がありましたけれども、やはり近隣の自動車学校でも生徒が減っていて、特に名寄市の自動車学校、枝幸町はかつて中頓別町のほうにも入ってきたのですけれども、今ほぼ完全に名寄市の自動車学校のほうはかなり小まめな営業に入ってきて生徒を確保しています。今年度から浜頓別高校にも名寄自動車学校の営業が入って、今回については1名だけでしたけれども、やはりそちらのほうに行く生徒も出てというような状況が1つ。もう一つは、かつては自衛隊、名寄市に教習所があって、大川校長もそうですけれども、そちらのほうから人材を確保するというので、比較的退職者なので、低い賃金で確保できたのですけれども、もうそれがなくなって以降、そういう教官の人材確保もかなりの賃金を払わないと確保が難しくなっていくのかなと。それと、施設の老朽化、コースもです。そういった問題をこれからどうしていくのかというようなところがございます。今年度から少しずつ情報を収集して、自動車学校のあり方そのものを見直せないかということで、学校だけに任せるのではなくて、今総務課長を中心に今後のありようを考えていかなければならないかなというようなことで、明確にこういう方向性というふうには今段階ではちょっと言えないところがありますけれども、さまざまな方向性について含めて検討しなければいけない。その辺も28年度は重点的にやっていかなければいけないという考え方で進めていきたいと思っております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第33号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 平成27年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第34号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第34号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） それでは、私のほうから平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

議案第34号です。1ページをごらんください。平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,256万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,788万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

それでは初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、既定額に1,710万円を追加し、1億7,548万8,000円とするもので、内容につきましては19節負担金補助及び交付金で医療費の増額が見込まれることにより一般被保険者療養給付費額を追加するものであります。

2目退職被保険者療養給付費につきましては、既定額から500万円を減額し、275

万4,000円とするものであります。

4目退職被保険者療養費につきましても、既定額から8万円を減額し、2万円とするもので、これら内容につきましては退職被保険者数の減少に伴い医療費が減少したことにより減額をするものであります。

5目審査支払手数料につきましては、既定額から14万円を減額し、36万円とするもので、決算の見込みによる減額であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、既定額に874万8,000円を追加し、2,543万6,000円とするもので、内容につきましては19節負担金補助及び交付金で1項1目の療養給付費の追加と同じく医療費の増加が見込まれることから追加するものであります。

11ページをごらんください。2目退職被保険者高額療養費につきましては、既定額から161万円を減額し、25万4,000円とするもので、内容につきましては退職被保険者療養費と同様に退職被保険者数の減少に伴い医療費が減少したことにより減額をするものであります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費及び4目退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、既定額を全て減額するもので、内容につきましては負担金補助及び交付金でそれぞれ減額し、同一世帯で介護保険の受給者がいる場合、1年間にかかった医療費と介護保険の自己負担の合算額のうち、自己負担限度額を超えた分が給付されるものでありますが、これに該当する方がなく、今年度の見込みが現時点でないことから、今回皆減するものであります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金では、既定額を皆減するもので、本年度2名分を計上していましたが、該当者がいなかったことによるものであります。

12ページをごらんください。3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金につきましては、既定額から130万円を減額し、2,648万8,000円とするもので、内容につきましては19節負担金補助及び交付金で社会保険診療報酬支払基金からの額の確定により減額するものであります。

13ページをごらんください。6款介護納付金、1項1目介護納付金につきましては、既定額から334万円を減額し、969万6,000円とするもので、内容につきましては19節負担金補助及び交付金で社会保険診療報酬支払基金からの介護納付金の額が確定されたため、これにつきましても減額するものであります。

14ページをごらんください。7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金では既定額から22万円を減額し、874万9,000円とし、2目保険財政共同安定化事業拠出金では既定額から74万円を減額し、5,777万4,000円とするもので、いずれも国保連合会からの額が確定されたため減額するものであります。

15ページをごらんください。8款保健事業費、1項1目特定健康審査等事業費につきましては、既定額から4万7,000円減額し、156万9,000円とするもので、内

容につきましては40歳から74歳までの加入者の健康診査の事業負担金について決算見込みにより減額するものであります。

2項保健事業費、1目保健事業推進費につきましては、既定額から7万7,000円を減額し、87万8,000円とするもので、内容につきましては9節旅費、12節役務費、13節委託料につきまして事業内容を精査し、減額するものであります。

16ページをごらんください。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者還付加算金につきましては、既定額に121万2,000円を追加し、122万2,000円とするもので、平成26年度分国庫療養給付費負担金の返還分と平成26年度分特定健康診査等補助金の国と道に対する返還分としまして追加するものであります。

5ページをごらんください。歳出合計、既定額に1,256万6,000円を追加し、3億2,788万2,000円とするものであります。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。6ページをお開きください。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、既定額から246万円を減額し、3,754万4,000円とし、内容につきましては1節医療給付費現年度課税分で142万5,000円減額、2節後期高齢者支援分現年度課税分で76万2,000円の減額、3節介護納付金現年度課税分で13万3,000円の減額、5節後期高齢者支援分滞納繰越分で11万3,000円、6節介護納付金滞納繰越分で2万7,000円をそれぞれ減額するものです。主な内容につきましては、被保険者の前年度の所得の減少により所得割分が減少したものであります。

2目退職被保険者国民健康保険税につきましては、既定額から114万円を減額し、67万8,000円とし、内容としましては1節医療給付費現年度課税分で77万5,000円の減額、2節後期高齢者支援分現年度課税分で25万9,000円の減額、3節介護納付金現年度課税分で10万6,000円の減額をするもので、内容につきましては被保険者数の減が主な内容となっております。

7ページをごらんください。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付等負担金につきましては、既定額から249万円を減額し、4,831万2,000円とするもので、内容につきましては1節、現年度分で一般被保険者療養給付費で58万8,000円の減、後期高齢者支援分で57万6,000円の減、介護納付金で132万6,000円の減としたところであります。

2目高額医療費共同事業負担金につきましては、既定額から56万8,000円を減額し、167万4,000円とするもので、内容につきましては1目療養給付等負担金及び2目高額医療費共同事業負担金ともに医療費は増加傾向にありますが、国庫療養給付費負担金が多く見込めないことにより減額するものであります。

3款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金につきましては、既定額から493万6,000円を減額し、368万3,000円とするもので、内容につきましては退職被保険者数が減少したことが主な要因であります。

4款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金につきましては、既定額から989万6,000円を減額し、7,576万1,000円とするもので、内容につきましては支払基金からの額の確定により減額するものであります。

8ページをごらんください。5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金につきましては、既定額から56万8,000円を減額し、167万4,000円とするもので、内容につきましては道による額の確定による減額であります。

2項道補助金、1目調整交付金につきましては、既定額から416万円を減額し、1,031万5,000円とするもので、内容は1節調整交付金で減額するものであります。普通調整交付金、後期高齢者支援分、介護納付金などそれぞれ減額が見込まれることから減額するものであります。

6款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金につきましては、既定額に528万9,000円を追加し、977万4,000円とするもので、内容につきましては高額療養費に係る費用を一定の割合で国保連合会から交付されるもので、国保連合会からの額が確定されたことから今回追加するものであります。

2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、既定額に959万1,000円を追加し、6,810万5,000円とするもので、内容につきましては市町村と広域連合からの拠出金をもとに保険料の平準化や財政運営の安定化を図るため、国保連合会から交付されるものでありますが、国保連合会からの額が確定されたことから追加するものであります。

9ページをお開きください。7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金につきましては、前年度繰越金としまして既定額に1,230万2,000円を追加し、1,281万9,000円とするものであります。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額に1,160万2,000円を追加し、2,429万2,000円とするもので、内容につきましては1節出産育児一時金繰入金につきましては本年度該当がなかったことから減額し、2節保険基盤安定繰入金では189万7,000円の追加、3節財政安定化支援事業繰入金につきましては26万5,000円の追加で、町のルール分として額が確定したため、それぞれ追加及び減額するものであります。4節その他繰入金としまして一般会計から1,000万円繰り入れを予定しております。

4ページをごらんください。歳入合計、既定額に1,256万6,000円を追加し、歳入合計3億2,788万2,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第34号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第35号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第35号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、小林国保病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林国保病院事務長。

○国保病院事務長（小林嘉仁君） 議案第35号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。総則、第1条、平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきましては医業収益で8,264万1,000円の減額、介護保険事業収益で388万5,000円の減額、医業外収益で9,406万3,000円の追加、特別利益で500万円の計上、合わせまして病院事業収益の既決予定額に1,253万7,000円を追加して、5億6,663万1,000円とし、支出につきましては医業費用で8万5,000を減額、介護保険事業費用で384万1,000円の減額、医業外費用で1,146万3,000円を追加、合わせまして病院事業費用の既決予定額に753万7,000円を追加して、5億6,163万1,000円とするものです。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入としまして負担金交付金で700万5,000円の減額、補助金で2,000円の減額、企業債で1,460万円の追加、合わせまして資本的収入の既決予定額に759万3,000円を追加して、1億2,621万7,000円とし、支出としましては建設改良費で1,288万3,000円の減額、資本的支出の既決予定額に1,

288万3,000円の減額として、1億5,549万8,000円とするものです。資本的収入が資本的支出額に対して不足する額であります。ここ正誤表をつけておりますが、2,928万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり追加及び変更する。追加分としまして、起債の目的は病院事業のリハビリ施設増設事業、限度額は1,830万円、起債の方法は証書借入れ、利率は3%以内、償還の方法、借入れ先の融資条件または借入れ先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

2ページでございます。変更につきましては、看護師宿舍整備事業にかかわる事業費の確定による限度額の変更であります。3,000万円から2,630万円に変更するものです。

他会計からの補助金、第5条、予算第7条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金として既決予定額に1億2,209万5,000円を追加して、3億1,894万7,000円とするものです。

棚卸資産購入限度額、第6条、予算第8条に定めた棚卸資産購入限度額を次のとおり補正する。棚卸資産購入限度額の既決予定額に567万8,000円を追加して、1億630万1,000円とするものです。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

それでは、収益的収支の支出をご説明申し上げます。12ページをお開き願います。1款病院事業費用の既決予定額に753万7,000円を追加し、5億6,163万1,000円とするものです。

1項医業費用、1目給与費では、給料、手当、法定福利費、退職給付費、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額で12月以降の医師1名分及び新規看護師2名分の減額を行い、精査をいたしました。賃金につきましては、3月までの非常勤医師、派遣看護師分の追加、代替医師及び代替薬剤師賃金を減額しております。既決予定額にその差額であります594万2,000円を減額し、3億4,954万9,000円とするものです。給与費の明細につきましては、5ページから9ページまでに掲載しておりますので、ご参照願います。

2目材料費につきましては、薬品費としまして既決予定額に352万4,000円を追加、診療材料費としまして検査部門から看護部門まで141万6,000円の追加、給食材料費としましては患者給食材料費及び給食用消耗品として73万円の追加、合わせて材料費につきまして既決予定額に567万円を追加して、1億293万7,000円とするものです。薬品費につきましては、昨年度の最終予算より750万円ほど増額となっており、理由につきましては12月の補正でもご説明申し上げたとおり重症患者様がふえていくことにより、食事が経口摂取困難で中心静脈栄養法を実施していること、治療に効果的

な薬剤にジェネリック薬品がないこと、合併症の患者様がふえており、投薬量がふえたことなどの以上3点が挙げられます。診療材料費につきましては、昨年度最終予算より250万円ほど減額、給食材料費は24万円ほど増額となっております。

3目経費につきましては、既決予定額から51万6,000円を減額し、6,180万8,000円とするもので、消耗品としまして41万6,000円の追加、光熱水費で電気料から下水道料まで50万2,000円の追加、燃料費ではA重油からLPガスまで143万2,000円の減額。なお、灯油につきましてはリハビリ室の暖房用であり、新規計上分でございます。食料費は2万9,000円、印刷製本費で13万2,000円の減額、修繕費につきましては医療機器修繕費から職員住宅小破修繕まで40万円の追加、設備機器修繕といたしましてはボイラーや避難誘導灯、除雪機の修繕費分が追加の要因となっております。賃借料としましては、睡眠時無呼吸症候群検査機器リースから冷凍冷蔵庫賃借料まで117万8,000円の減額であり、人工呼吸器等の使用が減ったことによる減額が大きな要因となっております。委託料につきましては、13ページの臨床検査委託料から14ページの日当直医師紹介業務委託料まで67万7,000円の追加であり、エックス線撮影装置保守管理委託料では今年度新たに更新させていただきましたので、導入の時期の調整を図りまして保守管理料は皆減としたものでございます。日当直医師の紹介業務委託料につきましては、今まで日当直業務をお願いしていました医師に非常勤として診療業務に携わっていただきましたので、その分を民間の医師紹介会社をお願いしていた手数料を追加してございます。諸会費につきましては1万5,000円の追加であり、看護部門、栄養部門の研修を充実させたものであります。貸倒引当金繰入額につきましては、19万4,000円を追加してございます。雑費につきましては、洗濯代から派遣看護師住宅まで5万1,000円の追加とし、細節で派遣看護師住宅料を新たに設けて全体調整を図ったものであります。

4目減価償却費では、リース資産減価償却費を精査して既決予定額から48万6,000円を減額として、2,762万円とするものです。

5目資産減耗費では、棚卸資産減耗費として薬剤の期限切れ分16万円を追加、機械備品、施設除去費としまして新規更新しましたエックス線機器等で102万9,000円を追加し、既決予定額に118万9,000円を追加して、133万9,000円とするものです。

医業費用としましては、既決予定額から8万5,000円を減額し、5億4,525万3,000円とするものです。

15ページをごらんください。2項介護保険事業費用としまして、当初臨時看護師により訪問看護を実施する予定でありましたが、それができなくなりましたので、正職員の看護師により実施してきました。そのため賃金から給与へ、また法定福利費につきましても社保から共済へ組みかえを行っております。なお、手当につきましては、専任の訪問看護師の配置ができませんでしたので、医業費用での支出といたしました。訪問看護は、8月

14日から開始し、サービス利用者は5名で、延べ利用者数は90名、訪問日数は55日となりました。

1目給与費は、給料で93万8,000円を計上、看護師の3カ月分の給与となります。手当は125万5,000円、賃金は313万8,000円の皆減です。事業補助者は配置せず、事務職員でこなしてきております。法定福利費は組みかえ等により26万8,000円を減額、給与費で既決予定額から372万3,000円を減額し、120万円としたものです。

3目経費につきましては、燃料費としてガソリン代2万3,000円減額、賃借料としまして訪問看護のレセプト請求システムの賃借料としまして9万5,000円を減額、既決予定額から11万8,000円を減額し、44万4,000円といたしました。

介護保険事業費用としましては、既決予定額から384万1,000円を減額し、181万5,000円としたものです。

3項医業外費用としましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費でリース債務支払利息を精査し、既決予定額から16万円を減額して、39万8,000円としたものです。

3目雑損失では、既決予定額にその他雑損失としまして資本的支出にかかります看護師宿舍建設及びリハビリ施設増設の施設費や機械備品購入費に係る消費税分の1,162万3,000円を追加して、1,162万5,000円とするものです。

医業外費用としましては、既決予定額に1,146万3,000円を追加し、1,446万3,000円とするものです。

続きまして、収益的収支の収入をご説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款病院事業収益、1項医業収益としまして、既決予定額から8,264万1,000円を減額して、3億3,085万6,000円とするものです。

1目入院収益では、既決予定額に55万5,000円を追加して、1億6,307万9,000円。

2目外来収益で1億1,870万9,000円を減額して、1億1,128万4,000円。

3目その他医業収益では、公衆衛生活動収益の各種予防接種料として54万9,000円の追加、医業相談収益の各種健康診断料としまして261万5,000円の追加、その他医業収益としまして文書料からその他医業収益で50万8,000円の減額、合わせて既決予定額に265万6,000円を追加して、2,363万6,000円。

4目他会計負担金の救急医療費分としまして3,285万7,000円を計上するものです。

1款2項介護保険事業収益としまして、既決予定額から388万5,000円を減額して、177万1,000円とするものです。

1目訪問看護収益としまして527万1,000円の減額で、38万4,000円。

3目他会計負担金の北海道地域医療介護総合確保分としまして138万6,000円を

計上するものです。

1款3項医業外収益としましては、既決予定額に9,406万3,000円を追加して、2億2,900万4,000円とするものです。

1目受取利息配当金では、預金利息として既決予定額に1万2,000円を追加して、6万2,000円。

2目他会計補助金では、基礎年金拠出金の公的負担分としまして既決予定額から57万3,000円を減額して、439万7,000円。

3目他会計負担金は、運営費補助金としまして既決予定額に9,043万円を追加して、2億505万5,000円とするものです。

11ページをごらんください。4目患者外給食収益としまして、既決予定額から8万円を減額して、27万1,000円。

6目その他医業外収益としまして、テレビ使用料から看護実習体験謝金までで既決予定額から14万9,000円を減額し、111万7,000円。

7目国庫補助金の国民健康保険特別調整交付金としまして442万3,000円を計上するものです。

1款4項、1目その他特別利益として累積欠損金解消分補助金としまして500万円を計上するものです。

病院事業収益総額では、1,253万7,000円を追加して、5億6,663万1,000円として、累積欠損金解消分補助金500万円を除きまして収入、支出のバランスをとっております。

続きまして、資本的収支の支出をご説明申し上げます。17ページをお開き願います。1款資本的支出としまして、既決予定額から1,288万3,000円を減額し、1億5,549万8,000円とするものです。

2項建設改良費、1目リース資産購入費では、医療事務システムから薬剤分包機までの既決予定額から77万9,000円を減額し、149万1,000円とするものです。

2目固定資産購入費では、施設費でリハビリ施設の増設、看護師宿舎の整備、非常用発電機及び受電盤更新の請負残分である1,286万1,000円を減額、機械備品購入費としましてはリハビリテーション室やリハビリにもかかわる訪問看護事務所用としましてロッカー、キャビネット、事務用チェア、パーティションなど75万7,000円を計上、合わせて既決予定額から1,210万4,000円を減額して、1億4,573万8,000円とするものです。

資本的収支の収入をご説明申し上げます。16ページをごらんください。1款資本的収入としまして、既決予定額に759万3,000円を追加して、1億2,621万7,000円とするものです。

1款資本的収入、1項負担金交付金、1目一般会計負担金としましては、建設改良費分としまして2,160万5,000円を減額、看護師宿舎の過疎債分は事業費の減額によ

り370万円の減額、リハビリ施設増設にかかわる過疎債分は新規に認められましたので、1,830万円を計上、合わせて既決予定額から700万5,000円を減額し、7,025万2,000円とするものです。

2項補助金、1目国庫補助金では、直営診療施設整備補助金としまして既決予定額から2,000円を減額し、1,136万5,000円とするものです。

3項企業債、1目企業債では、看護師宿舎にかかわる整備費の確定により370万円の減額、リハビリ施設の増設にかかわる企業債も過疎債とあわせて認められましたので、1,830万円を計上、合わせて既決予定額に1,460万円を追加して、4,460万円とするものです。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額であります2,928万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

予定貸借対照表は3ページに、またキャッシュフロー計算書は4ページに添付いたしましたので、ご参照願います。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 1点だけお伺いいたします。

訪問看護事業について、残念ながらいろいろな理由があつて計画と相当違うというか、数字的にいうと、なってしまったのだけれども、この辺の実態、状況はどうだったのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林国保病院事務長。

○国保病院事務長（小林嘉仁君） 訪問看護につきましては、当初の段階では最大限ということととりあえず予算計上させていただきました。当初の段階では、4月から実施できるかなということで進めていたのですが、実際的に具体的な動きを調整かけまして、実質8月からということで、4、5、6、7の分についてはその辺の事業費の動きがなかったということです。

それから、実際に訪問看護を受けたいというものに関しましては、あくまでもサービスでございますので、必要な方からのご希望により受けるサービスであるということもございまして、これにつきましては包括支援センター、それから長寿園の居宅のほうと調整しながら、必要なサービス利用者の方に使ってもらおうという方向で整理をさせていただきました。ただ、看護師が不足している部分、これに関しては何とか無理して時間をとりながらやってきたということもありまして、必要最低限の方にはサービスを提供できたということと、もう一点ありますのが実は主治医が違うと。基本的に中頓別町の医師のほうにかかっている方については、うちの病院のほうで指示を出すのです。それが違う病院でかかっている方に関しては、診療情報を提供してもらわなければうちの医師のほうではサービ

スの提供の指示を出すことができないということもありまして、これらについては今後の課題ということで、次年度以降そういったものをクリアしていくような体制を組んでいきたいなど。ただし、これにつきましては病院のほうでやるということでも、病院のほうでその部分を進めるということもなかなか難しいものもありまして、包括支援センター、それから長寿園とも連携をとりながら進めていきたいと。ただ、言えることは最低限必要な患者様については基本的にはこのサービスをご利用いただくことができたかなということでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 説明で幾つかの課題があったというのはわかるのですが、基本的に住民側からいうと非常に期待した事業だったと思うのです。ところが、実際にふたをあけてみたら病院で動けなかったとか、いろんな別の課題も出てきたということなのですけれども、では来年度はうまくやれるのですか。その辺包括支援センターとのかかわりのこともあると思いますけれども、もう少し実態として訪問看護を望む患者さんたちに対応をどうしようとしているのか、その辺ももう一度伺いたいと思うのです。要するに補正予算で500万円以上の予算を組んで、実質実績が三十何万円の収入しかなかったということは、ほとんどやらなかったと言われても仕方ないと思うのです。だから、この辺を来年度はどういうふうにかかわっていくのか、それだけ伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林国保病院事務長。

○国保病院事務長（小林嘉仁君） 次年度に向けましては、これはあくまでもサービスですので、利用したいという方がいらっしゃいましたら、うちの病院のほうとしては極力それに関しては人員を割いて対応していきたいというふうに考えております。当初の段階で包括のほうとも話をしたのですけれども、十数人使いたいというようなお話もあったのですが、実際うちのほうの先生のほうにかかっている方が四、五名しかいなかったと。それらの部分で多くは投薬指導してもらいたいのだという話でございまして、その投薬指導等につきましては基本的にはこの病院ではない先生のほうのご指示をいただかないとうちの病院のほうではできないと。それがあると、あわせて指示を受けた段階で月に1度はうちの病院のほうにかかっていることが必要だということで、経費等もかかるということもございまして、今後その辺の部分も整理していきながら、病院としましてはできるだけ多くの患者様といいますか、利用者の部分を広げていきたいというふうに考えています。あとあわせて、リハビリも次年度整理されることに、実施することになりますので、リハビリのほうの訪問を実際に入れていきたいと。今段階2名の方につきましては、看護師によるリハビリということで実施をさせていただいています。これに関しましては、保健福祉のほうの協力を得ながら、リハビリの先生が来たときにどういったような指導をしたらいいのか、あるいはリハビリのやり方を教えていただきながら看護師のほうで実施してきているという状況も、リハビリの先生が来ることによってその辺がしっかりと確立できるのではないかとこのように思っています。それらもあわせてサービスの利用

者を少しでも広げていきたいなというふうには考えています。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第35号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第36号 平成27年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第36号 平成27年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきまして、中原産業建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第36号 平成27年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページ、平成27年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ8,350万6,000円とする。

第2項 歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出からご説明をいたします。7ページでございます。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきましては、既定額に80万4,000円を追加し、4,212万2,000円とするもので、内訳につきましては11節需用費で中頓別浄水場サンプリングポンプ修繕で110万6,000円、秋田増圧ポンプ場減圧弁修繕で19万8,000円、合計で130万4,000円を追加するもので、中頓別浄水場サンプリングポンプにつきましては次亜塩素等浄水ダクトを計測する配水のサンプリングを水質計器に送

水するポンプでございまして、1月18日に故障をしましたが、供用開始から18年が経過し、部品もなく、修繕不能であるため取りかえが必要になったものでございます。現在についても当然故障したままでございますけれども、冬期間ということで原水の水質が安定しているということで、残留塩素も基準内で現状で確保できておりますけれども、これから融雪時期になってくるとこのサンプリングポンプがなければ基準値内の水質が保てなくなるということで、早期に取りかえなければならないということでございます。秋田増圧ポンプ場の減圧弁についてもサンプリングの水を送る配水管に設置されているものでございまして、中頓別浄水場サンプリングポンプ同様修繕不能であるため取りかえが必要になったものでございます。15節工事請負費では、町道水道管移設工事で50万円減額するもので、町道あかね2号線交付金工事に伴い町道水道管移設工事50万円を計上しておりましたが、水道管の移設を要さなかったため全額減額するものでございます。

8ページ、3款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費につきましては、25節積立金で預金利子3,000円を計上するものでございます。

5ページ下段、歳出合計、既定額8,269万9,000円に80万7,000円を追加し、8,350万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。6ページをお開きください。2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、130万4,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。

4款諸収入、1項雑入、2目弁償金につきましては、先ほど歳出で説明したとおり、町道あかね2号線交付金工事の水道移転補償を要さなかったため、50万円全額を減額するものでございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金につきましては、利子及び配当金3,000円を計上するものでございます。

4ページ下段、歳入合計、既定額8,269万9,000円に80万7,000円を追加し、8,350万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第36号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 平成27年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり

り可決されました。

ここで議場の時計で2時10分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第37号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第37号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第37号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、矢上保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長（矢上裕寛君） それでは、議案第37号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成27年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ867万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,134万3,000円とする。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたしますので、9ページをお開きください。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費では、既定額から400万円を減額し、3,200万9,000円とするもので、これは19節負担金補助及び交付金の通所介護分で、デイサービスセンターの火災により施設の復旧までの間町の独自事業を実施したことにより減額となったものであります。

2目地域密着型介護サービス給付費では、既定額から297万3,000円を減額し、251万9,000円とするもので、これは19節負担金補助及び交付金で認知症対応型グループホームの入所者が途中で亡くなったことにより減額するものであります。

3目施設介護サービス給付費では、既定額から771万6,000円を減額し、1億4,183万9,000円とするもので、これは19節負担金補助及び交付金の介護老人福祉

施設の利用見込みにより減額するものであります。

4目居宅介護福祉用具購入費では、既定額から15万円を減額し、24万5,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金の居宅介護福祉用具購入給付費の利用見込みにより減額するものであります。

5目居宅介護住宅改修費では、既定額から30万円を減額し、9万5,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金の居宅介護住宅改修費の利用見込みにより減額するものであります。

6目居宅介護サービス計画給付費では、既定額に90万円を追加し、901万円とするもので、19節負担金補助及び交付金で要介護者のサービス利用に対する計画件数の増加により追加するものであります。

10ページをお開きください。2款保険給付費、2項1目介護予防サービス給付費では、既定額に81万円を追加し、314万9,000円とするもので、これは19節負担金補助及び交付金の介護予防訪問介護の利用実績で、当初3名から5名に増加したため追加するものであります。

5目介護予防サービス計画給付費では、既定額から20万1,000円を減額し、66万3,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金の介護予防サービス計画給付費の利用実績により減額するものであります。

2款保険給付費、6項1目特定入所者介護サービス費では、既定額に495万円を追加し、1,968万8,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金の特定入所者介護サービス費につきまして介護老人福祉施設利用者が1名増加したことにより追加するものであります。

11ページをごらんください。5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金では、既定額に5,000円を追加し、6,000円とするもので、25節積立金の介護給付費準備基金積立金を追加するものであります。

5ページをお開きください。歳出、既定額2億4,001万8,000円から867万5,000円を減額補正し、2億3,134万3,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。6ページをお開きください。2款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金では、既定額から243万円を減額し、6,293万9,000円とするもので、1節現年度分の標準給付費の収入見込みにより減額するものであります。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金では、既定額から135万円を減額し、3,625万4,000円とするもので、1節現年度分の標準給付費の収入見込みにより減額するものであります。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金では、既定額から86万8,000円を減額し、2,016万2,000円とするもので、1節現年度分の標準給付費の収入見込みにより減額するものであります。

7ページをごらんください。4款道支出金、1項1目介護給付費負担金では、既定額から147万1,000円を減額し、3,418万2,000円とするもので、1節現年度分の標準給付費の収入見込みにより減額するものです。

5款財産収入、1項1目利子及び配当金では、既定額に4,000円を追加し、5,000円とするもので、1節利子及び配当金の介護給付費準備基金利子の追加によるものがあります。

6款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金では、既定額から273万5,000円を減額し、308万4,000円とするもので、1節介護給付費準備基金繰入金を減額するものです。

8ページをお開きください。7款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に17万5,000円を追加し、87万4,000円とするもので、1節前年度繰越金として追加するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億4,001万8,000円から867万5,000円を減額補正し、2億3,134万3,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第37号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第38号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第38号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、吉田保健福祉課参事から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 議案第38号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万9,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,723万5,000円とする。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

それでは初めに、事項別明細書、歳出からご説明いたします。7ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、既定額から9万円を減額し、233万9,000円とするもので、内容につきましては9節旅費で5万6,000円の減額、12節役務費で3万4,000円の減額といずれも決算の見込みにより減額するものであります。

8ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、既定額から57万1,000円を減額し、2,489万4,000円とするもので、内容につきましては保険基盤安定負担金で30万4,000円の減額、広域連合事務費負担金で26万7,000円の減額といずれも額の確定による減額となります。

9ページをごらんください。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金では、既定額から9万8,000円を減額し、2,000円とするもので、保険料の還付につきましては本年度2件1,100円の実績があったことから、不用額を減額するものであります。

5ページをごらんください。歳出合計、既定額から75万9,000円を減額し、2,723万5,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金につきましては、既定額から35万7,000円減額し、293万8,000円とするもので、歳出でご説明しました2款後期高齢者医療広域連合納付金での広域連合事務費負担金及び特別会計事務費負担金につきましては歳出1款総務費の一般管理費の減額によるものであります。

2目保険基盤安定繰入金につきましては、既定額から30万4,000円を減額し、1,074万6,000円とするもので、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金での保険基盤安定負担金の減額によるものであります。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金につきましては、既定額から9万8,000円を減額し、2,000円とするもので、歳出での3款諸支出金の保険

料還付金の実績に伴い減額するものであります。

4ページをごらんください。歳入合計、既定額から75万9,000円を減額し、歳入合計2,723万5,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第38号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第12号、議案第19号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第10号 難病患者等の援護に関する条例の制定の件、日程第15、議案第11号 障がい福祉サービス利用者への交通費助成に関する条例の制定の件、日程第16、議案第12号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の制定の件、日程第17、議案第19号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

本件について順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第10号から第12号、それから第19号につきまして、吉田保健福祉課参事から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） それでは、説明させていただきます。

まず、議案第10号 難病患者等の援護に関する条例の制定につきまして、36ページをごらんください。難病患者等の援護に関する条例の制定について。

難病患者等の援護に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

41ページをお開きください。制定の要旨であります。難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者、小児慢性特定疾病児童及び療育を必要とする18歳未満の児童に対し、その通院に要する費用を助成するために、新たに条例を制定

するものであります。

本条例につきましては、これまで中頓別町特定疾患患者及び保護者の援護に関する規則にて交通費助成を実施しておりましたが、平成27年に制定の名称が特定疾患患者から難病患者と変更となり、交通費助成につきましても助成額を改定し、規則を条例化するものであります。

37ページをお開きください。第1条では、難病患者等で治療を必要とする者に対し、治療通院に要した費用の一部を助成し、もって難病患者等の保健と福祉の増進を図ることを目的としています。

第2条では、第1号、難病患者等について、第2号では保護者について、第3号では療育施設等通院児について、第4号では通院等に要した費用についてそれぞれ定義しています。

第3条につきましては、助成の対象についての規定とし、町の区域内に居住し、前条各号に該当し、住民基本台帳に登録されている者及び保護者とし、他の法律等により同額以上の給付を受けている者または町税等の滞納がある者については除くということとしています。

第4条につきましては、助成額についての規定で、地域の事情により自家用車での通院が想定されることから、公共交通機関を利用した場合には交通費の証明の額の3分の2とし、限度額を8,000円とするものであります。地域的に自家用車の利用が想定されるため、公共交通機関以外の利用での助成額を規定したものであります。

また、第3号につきましては、1泊を限度として宿泊費について規定しています。

第5条につきましては申請について、第6条につきましては助成の方法について、第7条につきましては助成の返還について、第8条につきましては委任についてそれぞれ規定するものであります。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式につきましては、申請時の様式を規定したものであります。

続きまして、障がい福祉サービス利用者への交通費助成に関する条例の制定についてご説明いたします。42ページをお開きください。議案第11号 障がい福祉サービス利用者への交通費助成に関する条例の制定について。

障がい福祉サービス利用者への交通費助成に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

47ページをお開きください。制定の要旨です。現在の障害者福祉施設等への交通費助成事業実施要綱を精査し、条例化するとともに、利用拡充を目的として新たに条例を制定するものであります。

43ページをお開きください。第1条では、町内に住居を有する在宅の障がい者及び障がい児が南宗谷地域における障がい福祉サービス利用者への通所及び通園のために要する交通費を助成することにより、その者の社会参加活動を容易にし福祉の増進を図ることを

目的とするものであります。

第2条では、助成対象者について規定した内容で、身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神保健福祉手帳を有する者で、南宗谷地域の障がい福祉サービスの利用承認を受け、通所及び通園のために要した費用を負担しようとする利用者とし、住民基本台帳に記載されている者及びその保護者とし、他の法律により同額以上の給付を受けている者または町税等の滞納がある者については除くとしています。

第3条では、助成の額についての規定で、これにつきましては地域の事情により自家用車での通院が想定されることから、公共交通機関と公共交通機関以外の2通りの額を設定いたしました。

第4条につきましては申請手続について、第5条につきましては助成の方法につきまして、第6条につきましては資格内容の変更及び喪失について、第7条については助成額の返還について、第8条につきましては委任についてそれぞれ規定するものであります。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式及び第2号様式につきましては、申請時及び変更届の様式を規定したものであります。

続きまして、中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の制定についてご説明いたします。48ページをお開きください。議案第12号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の制定について。

中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日、中頓別町長、小林生吉。

55ページをお開きください。制定の要旨です。妊婦健診は、母子手帳の交付から出産に至るまでの妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認するために行うもので、病気の有無を調べることはもちろんですが、医師や助産師に相談し、妊娠期間中を安心して過ごすためにも大事な機会になります。妊婦の健康保持と健やかな出産を支援するため母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定により実施する妊婦の健康診査の徹底及び保健管理の向上を図るため、平成21年度から要綱により、妊婦健康診査の助成を実施していましたが、しかし中頓別町ではこの妊婦健康診査を受けられる医療機関がないため、町外の医療機関で受診することとなります。確実に受診していただくためにもその通院に要する費用の助成をあわせて実施するため、これまでの要綱により妊婦健診の助成を行ってまいりましたが、これに交通費の助成を加え、要綱を条例化するものであります。

49ページをお開きください。第1条では、妊婦の健康保持と健やかな出産を支援するため母子保健法第13条の規定により実施する妊婦の健康診査の徹底及び保健管理の向上を図るため、妊婦の健康診査を円滑にすることを目的としています。

第2条では、健康診査の対象者について規定しています。

第3条につきましては、健康診査の種類としまして、妊婦一般健康診査、妊婦精密健康診査、超音波検査を規定したものであります。

第4条につきましては、健康診査の内容といたしまして、北海道の健康診査実施要綱の定めに準ずることを規定したものであります。

第5条につきましては、健康診査の実施等についての規定でありまして、第1項では健診の実施については北海道が市町村の代理として協定を締結している医療機関に委託をして行うものとし、委託した医療機関での健診が困難な妊婦が委託医療機関以外での医療機関で健診を受診する場合について規定するもので、第2項につきましては妊婦健康診査の回数について規定するものであります。

第6条では、受診票の交付及び健康診査の受診について規定したものであります。

第7条につきましては、第1項では費用の請求としまして町が負担する額について規定したものであります。第1号では妊婦一般健康診査及び超音波健康診査、妊婦精密健康診査の費用について、道医師会との協定に基づき医療機関が町長に請求するもの、第2号では道外医療機関等での受診の場合の助成の方法、第3号では妊婦精密健康診査における町の助成について、第1号に規定する助成以外の助成について規定するものであります。第4号では、町内から健診機関への通院に関する交通助成について規定するものであります。

第8条につきましては、費用の支払いについて規定するものであります。

第9条につきましては、医療機関の請求ができる額については北海道の健康診査実施要綱の定めに準ずるものとし、そのために必要に応じ町長が別に定めることを規定するものであります。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

その他申請に係る様式としまして、第1号から第3号様式を規定しております。

続きまして、中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。86ページをお開きください。議案第19号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

90ページをお開きください。改正の要旨です。平成27年度より、不妊治療による妊娠を希望される希望される方に治療費の一部助成を開始しました。不妊治療は複数回の受診が必要になります。しかし、中頓別町ではこの不妊治療を受けられる医療機関がないため、町外の医療機関で受診することとなります。不妊治療費助成事業の目的でもある経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図るためにも通院に要する費用の助成をあわせて実施するため、条例の一部改正をするものであります。

87ページをお開きください。中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

第3号、交通費助成、治療のため通院に係る交通費の助成については、次の表のとおりとする。

表の内容ですが、助成につきましては公共交通機関を利用した場合につきましては交通費の証明額の3分の2とし、限度額を1万円とするものです。地域的に自家用車の利用が想定されるため、公共交通機関以外の利用での助成を想定したものであります。

第4条第2項中「各号」を「第1号及び第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

第3項、第1項第3号の規定により算出した助成金の額に百円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てる。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

交通費助成の申請様式につきましては、規定の中に各様式にほかの交通助成様式と統一した様式を追加することといたしました。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 第11号の障がい福祉サービス利用者への交通費助成に関する条例の制定で、これまでの規則等でやっていたものを条例化すると。これはいいのです。これはいいので、条例化をして、利用拡充を目的として新たに条例制定にしたということの制定の要旨なのですが、条例上から見て利用拡充するポイントはどこになるのでしょうか。ちょっと私は調べていなかったものだから、お知らせください。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） ポイント、実際に今この障がい福祉サービス利用、交通費助成を利用されている方は1名おまして、今後も今のところ見込みとしては1名なのですけれども、回数も含めまして今までは月に3回ですとかということで行っていたのですけれども、交通費の助成が今まで以上に出るということであれば、もうちょっと回数をふやしていけるのかなということが1つになると思います。

○議長（村山義明君） 続けて。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 今までは、公共交通機関の交通費助成しか出していなかったのですけれども、それを車での利用もできるということです。それとあわせて、交通機関につきましても今まで2分の1だったのを3分の2ということで若干ふやしているということになります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の、これ改正ということで、今年度不妊治療による一部助成というのが始まりましたけれども、交通費もまた助成をしていただけるということは利用されている方には助かると思うのですけれども、今年度制定されて、実際利用実績というのはあるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 今年度実績としましては、人数としては1名なのですが、申請回数としては2件ということになります。というのは、病院を途中でかえているということもありまして、人数としましては今現在1名の実績がありました。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより議案第10号 難病患者等の援護に関する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 難病患者等の援護に関する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号 障がい福祉サービス利用者への交通費助成に関する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 障がい福祉サービス利用者への交通費助成に関する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。

議案第19号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 中頓別町不妊治療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長(村山義明君) 日程第18、議案第15号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第15号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤義一君) 議案第15号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

73ページをごらんください。改正の要旨であります。平成26年に成立いたしました地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正により、給与に関する条例に規定すべき事項を定めた同法第25条第3項各号に、給料表と並んで等級別基準職務表が明記されることになったため、今回条例を改正するものであります。

69ページをごらんください。職員給与条例の一部を改正する条例。

職員給与条例の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

(職務の級の分類)

第3条の2、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとする。

第2項、前項の規定により分類される職務の級の内容は、別表第3の級別職務分類表に定めるとおりとする。

(職員の職務の級の決定)

第3条の3、町長は、行政組織に関する法令、条例等の趣旨に従い、及び前条第2項の規定に基づく級別職務分類表に適合するように、予算の範囲内で職務の級の定数を設定することができる。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第3条の2関係)、級別標準職務表、表の内容につきましてはごらんいただいて、説明は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上であります。

なお、当町におきましては、この級別標準職務表については現在初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の中で定められているものでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長(村山義明君) 日程第19、議案第17号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第17号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定について、長尾総務課参事から説明させていただきます。

○議長(村山義明君) 長尾総務課参事。

○総務課参事(長尾 享君) 議案第17号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

78ページをお開きください。議案第17号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

81ページをお開きください。改正の要旨でございますが、本条例は地域振興と町民福祉の向上を図ることを目的に地域づくりを推進するため事業に対して補助金を交付するものであり、引き続き制度の継続を行うため、5年間の延長を行うものであります。

79ページにお戻りください。改め分を読み上げてご提案いたします。中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例。

中頓別町地域づくり活動支援補助金条例（平成23年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則中「、平成28年3月31日」を「、平成33年3月31日」に改める。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 地域づくり活動支援補助金の期限を5年間延長されるということで、たしか今年度に関してはこの条例については実績がなかったかなと思うのですけれども、ちょっと前年度までがどれぐらい実績なりなんなりがあったかというのをもしわかれれば伺いたいと思うのですけれども。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 実績についてご説明いたします。

平成23年度から今年度、27年度までの5カ年で地域づくり活動支援ということで4事業ありました。補助金額にしまして723万円の交付がなされております。内容につきましては、一昨年炭窯の整備事業、それから25年にコミュニティーレストラン開設、平成24年には森のかけらプロジェクト、平成23年度に黄金湯のよみがえり事業という事業を採択しております。

以上です。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 一番最近が一昨年と……

（何事か呼ぶ者あり）

○4番（宮崎泰宗君） これ昨年でしたよね。これまで4事業で723万円ということなのですけれども、これ今回この後になりますけれども、産業の振興条例で商工業だったり、農業だったりというものが制定されるとすると、今まで地域づくり活動支援補助金は基本的には誰でもという感じだと、企業でも個人でも団体でも。ただ、今回恐らく提案されていくとすると、この地域づくり活動支援補助金については個人、団体というくくりになっ

ていくのかなと思うのですけれども、商工業の条例が制定されたとしたら。それはそれでいいと思うのですけれども、5年間延長するというので、今まで4事業かな。この補助金を利用された方というのは、今後については、たしか5年とか10年とか1度受けたら使えないという規定があったと思うのですけれども、今回で期限が切れて延長されるということなので、その点はどうなるのか、ちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 今回期限延長ということで、これまで使われた方も事業の年次3カ年という縛りの中で一度終わっておりますが、また再度新しい取り組み等を行う場合においてはこの事業も実施可能ということで考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 新たな事業でと言ってもこれ商工業制定されると個人、団体の方が活用されることになっていくのかなと思うのですけれども、新たなものであれば恐らく事業的には例えば同じ個人でも同じ団体でも全く別な事業であれば受けていけると思うのですけれども、これまでの27年度までの間で3年間みっちり補助を受けたというところはあると思うのだけれども、そうでないところもあると思うのです。これは、同じ事業に、その事業にあるかもしれないですけれども、その点あるかどうかも含めて、3年利用していなくて金額も満額いっていなかったら、新しく改正されるとそれは継続していけるということになるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。わかりますか。

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時59分

○議長（村山義明君） 休憩を解いて会議を開きます。

長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 条例の規定どおり、1事業の補助金額2分の1では1,000万円を限度として3年間を限度とするということですので、既に同一事業で限度額までいっていないものについては再度権利があると。それ以外では、新規事業としましては再度この事業で新規という形で事業の採択が可能ということに考えております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第20号～議案第21号

○議長(村山義明君) 日程第20、議案第20号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第21、議案第21号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

本件について順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第20号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第21号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、矢上保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 矢上保健福祉課長。

○保健福祉課長(矢上裕寛君) 議案第20号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町町長、小林生吉。

95ページをお開きください。改正の要旨であります。介護保険法施行規則等の一部を

改正する省令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い改正するものであります。

ただいまお配りしました資料、議案第20号と第21号に関する資料でございます、1枚めくっていただきまして、1ページの上段、今回変更となります名称を整理したものであります。現行の指定複合型サービスについては指定看護小規模多機能型居宅介護に、複合型サービスにつきましては看護小規模多機能型居宅介護に、定期巡回サービス、随時対応サービスまたは随時訪問サービスについては定期巡回・随時対応型訪問介護看護と名称が変更になるというものであります。その下にサービスの種類といたしまして7つ、その内容を説明したものを記載しております。

2ページの議案第20号では、指定地域密着型介護予防サービスの事業について改正される内容を整理したのになっております。

3ページと4ページにつきましては、議案第21号の指定地域密着型サービスの事業を整理したのになりますので、ご参照をお願いいたします。

それでは、96ページの新旧対照表でご説明いたします。定義の第2条第1項第1号中「法第8条の2第14項」を「法第8条の2第12項」に改める。

設備及び備品等の第8条第4項中「前3項」を「前1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

第4項、前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った町長に届け出るものとする。

97ページです。従業員の員数、第9条第1項中「第45条第6項第2号」を「第45条第6項」に、「第45条第6項第3号」を「第45条第6項」に改める。

98ページです。利用定員等、第10条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設」に改め、同条第2項中「第45条第6項第4号」を「第45条第6項」に改める。

99ページです。事故発生時の対応、第38条に次の1項を加える。

第4項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、

第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

従業員の員数等、100ページになります。第45条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の上欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に、「ときは、」を「ときは、同表の下欄に掲げる」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

表の内容です。当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）については介護職員。当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合、前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設については看護師又は准看護師。

101ページです。第45条第7項中の「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、102ページです。同条第10項中「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改め、同項ただし書き中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

管理者、第46条第1項のただし書き中、103ページになります。「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に、「を含む。）」を「を含む。）」若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」に改め、同条第3項中、104ページになります。「指定複合型サービス事業所」を「指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」に改める。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、105ページです。同条第2項第1号中「15人（」を「15人（登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、）」に改め、同号に次の表を加える。

表の内容で訂正がございます。表の登録定数となっておりますが、登録定員の誤りです。また、利用定数についても利用定員に訂正をお願いいたします。申しわけございません。

登録定員26人又は27人にあつては、利用定員16人。登録定員28人にあつては、

利用定員17人。登録定員29人にあつては、利用定員18人とする。

第64条中「第45条第6項各号」を「第45条第6項」に改める。

準用の第66条中「及び第32条から第39条まで」を「、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第39条」に改める。

106ページです。第67条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第71条中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改める。

107ページです。第75条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一つの事業所における共同生活住居を数を3とすることができる。

準用の第87条中「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

続きまして、議案第21号についてご説明いたします。109ページをお開きください。議案第21号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

154ページをお開きください。改正の要旨であります。介護保険法施行規則等の一部を改正する省令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い改正するものであります。

110ページをお開きください。中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改め文であります。改め文を読み上げることで説明とさせていただきます。

中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第8条第2項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第

5条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に」に、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第84条第6項第1号」を「第84条第6項」に改め、同項第6号中「第84条第6項第2号」を「第84条第6項」に改め、同項第7号中「第84条第6項第3号」を「第84条第6項」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第25条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第34条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第62条中「営むことができるよう」を「営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し」に改める。

第65条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

第4項、前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第67条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設」に改め、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」を「指定居宅サービスをいう。以下同じ」に、「指定介護予防サービスをいう」を「指定介護予防サービスをいう。以下同じ」に、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」を「指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ」に、「介護保健施設」を「介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」に改める。

第80条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第80条の2、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第2項、指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第3項、指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第4項、指定認知症対応型通所介護事業者は、第65条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第81条第2項第5号中「次条において準用する第42条第2項」を「前条第2項」に改める。

第82条中「、第42条」を削る。

第84条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の上欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に、「ときは、」を「ときは、同表の下欄に掲げる」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

表は省略いたします。

112ページです。第84条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第85条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に、「を含む。）」を「を含む。）」若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する、第1号介護予防支援事業を除く。）」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」を「指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」に改める。

第87条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」を「15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、）」に改め、同号に次の表を加える。

表は省略いたします。

第93条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第108条中「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

第112条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第113条第1項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第115条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の实情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第123条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第132条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第133条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第137条を削る。

第150条第2項第9号を削る。

第153条第4項中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下第8項第1号及び第17項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）」に改め、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

第17項、第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の合計数を基礎として算出

しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第154条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」に改める。

第178条第2項に次の1号を加える。

第7号、次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録。

第182条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」に改める。

第9章の章名を次のように改める。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第192条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第193条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第195条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」に改める。

第196条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」を「15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」に改め、同号に次の表を加える。

表は省略いたします。

第197条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号イただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第198条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、」を「行い」に改める。

第199条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第1号及び第2号中「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改め、同条第3号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第5号及び第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第200条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に

改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第201条の見出し中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第202条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第203条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号を次のように改める。

第2号、看護小規模多機能型居宅介護計画。

第203条第2項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第204条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 皆さんにかわって総括質問します。

一生懸命課長が読んでくれたけれども、わからない、誰も。こういう説明では、基本的には条例改正の説明とはなかなか言いがたいと私は感じます。私もかつて説明した側の人間として、これでは、これであなたたちわかりなさいと、理解しなさいというのであれば、これ何でこの説明資料をつくったわけか。この説明資料をちゃんとつくってくれているのだから、問題は改正内容でしょう。だから、改正内容の説明をもう少し考えてください。

改正内容という、従来はこうだったけれども、今回ではこうなりましたよと言ってくれればわかること。この改正内容の説明をしてくれればいいのであって、今のように延々と時間かけて、課長だって大変だったろう。だから、これから説明するとしたら、そういう説明の仕方をしてください。これとてもではないけれども、皆さん聞いているだけ、耳に入れているだけで誰も理解していない。残念ながらそんなものです。だから、そういう意味ではせっかくこうやってつくってくれたのだから、改正内容の資料をつくるときにもう少しわかりやすく、先ほど言ったように従来はこうだった。だけれども、ここはこうなったというふうな改正にしてくれたらいいし、その改正内容だけを課長はわざわざつくってくれた資料に基づいてやってくれればいいと私は思うのです。そのほうがわかりやすい。

そこで、基本的に聞きたかったのは、いろいろ説明してくれたのだけれども、言っているのは大まかには名称の変更、これはこれでわかるのです。こういうものだったことがこういうことになったよというのわかる。そこで、ここでも言っているのだけれども、例えば議案第20号で言っているのは、単なる名称の変更だけではなくここはこういうふうによくなりましたよということ、ここの改正の趣旨の説明の中で効果的な支援の方法に関する基準を決めたのだよという、効果的というところでは、例えば議案第20号ではここ、ここ、そんなみんな言わなくてもいいから、3点ぐらい大まかに言えばいいことであるし、21号も同様に名称の変更は名称の変更として捉えて、それはわかるわけだけれども、そのほかに改正したことによってこの点、この点は非常によくなりましたというふうな、そんな説明をしてくれると非常にありがたいのだけれども、何かその辺で特筆した改正点ありますか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 説明の方法については、不十分だった点についておわびを申し上げます。

まず、基本的にこの2本の条例改正につきましては、3年に1度の介護保険法の改正後、本来であれば去年の4月1日に、前に制度、条例の改正を行うべきものであったものが今回にちょっとおくれてしまっているということでもあります。その点についても重ねておわびを申し上げます。

地方分権の推進にかかわって、この2つの条例をかつては国の省令で定めていたものを市町村が条例で定めなければならなくなったということで、管理の大変な、長大な条例を今持っていて、これらの改正、3年に1回改正がされると思いますけれども、今回のような多岐にわたる条文の改正を説明しなければならないという状況になっているということで、実際には中頓別町には地域密着型のサービスはないわけですが、事業所もサービスもないわけでありまして、もしこういう事業者が開設をしたいということがあれば、やっぱりこれらの条例を持っていないわけにはいかないので、条例の中身は全く国が基準として定めている省令のまんまなのです、実態としては、そういうものであるということをも踏まえてご理解をいただきたいというふうに思います。

そんな中で、介護保険法、27年度の改正がされた際には、従前介護予防の関係等々について介護保険で適用していたものを市町村の事業に移行するというようなものがあった、日常生活総合支援事業というのを新たにつくっていかねばいけないというような流れが1つあって、もう一つは介護保険の通常の施設だとどうしても費用が多くかかるというようなことから、この地域密着型のサービスの充実を図って、市町村のところで対応ができるようなサービスを充実をさせていこうというような基本的な方向性があるということです。その中で共通しているのは、密着型の介護予防サービスであっても、それから通常のサービスであっても、今回の補足説明資料の2ページのところを見ていただければと思うのですが、これは同様に予防のほうの説明でありますけれども、通常のサービスのほうも同じような改正がなされているものであって、1つには介護予防の認知症対応型通所介護、これらに関しては宿泊のサービスについて社会的にもいろいろ問題が生じてきているというようなことから、事故報告、届け出をしっかりともらうということと事故報告に関する規定を設けて、安全対策、よく報道されたような問題が生じないように対応するというのが1つであります。

それと、小規模多機能型の居宅介護についてもより利用をしやすいようにということで、看護職員の配置の要件だとか、訪問看護事業所との連携といったような形の中でより利用しやすい体制を整えていくということと従前よりも登録定員を緩和するような措置が設けられているということでもあります。

それと、認知症の対応型の共同生活介護についても通常のこれまでのいわゆるグループホーム、これらが1ユニットか2ユニットというような中でされていたのですが、3ユニット、27人になると思うのです。そういう施設規模までできるような緩和がなされているというところが施設サービスに関してのポイントになっているかなというふうに思います。

それと、今まで地域密着型の通所介護、これは介護保険のほうにあったわけですが、これらが新たにこの地域密着型サービスのほうに移行されているというようなところがポイントになっているのかなというふうに思います。

ちょっと申しわけありません。詳細な準備ができていなかったのも、説明が十分ではないかもしれません。ご容赦いただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町長がわかりやすく説明してくれたのはいいのだけれども、私が言いたかったというのは、基本的に当町にはこういったことが今現状ではないのだと。だけれども、地域密着型という言葉で言えば、これからそういったサービスを町としても検討しなければならない。特に認知症の問題なんかも含めて、新たにグループホームなんかの設置を考えると、そういった意味ではまだまだわかりやすくみんなに浸透するように説明しておかなければならない内容だと私は思ったから聞いたので、これ現実にはないから通り一遍の説明でいいだろうといってもなかなか理解しがたいところがあるので、こ

れからこういった施設、現状はないけれども、これをないだけで通り過ぎていくというわけにはいかない。これからこういった施設の存在も可能性として考えられるのかどうか、その辺を含めると議員にとっても十分に内容を周知しなければならない問題だと思うもので、その辺町長のこれからの問題として、こういった施設のあり方をどう捉えているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 地域の介護サービス等を利用する立場からすると、さまざまなサービスの選択ができるということは非常にいい環境だというふうには考えます。ただし、中頓別町内の実際の介護に関するニーズを考えていったときに、今既存の特養があつて、養護があつて、養護は介護保険の施設ではありませんけれども、デイサービス、それからヘルパーの事業と。これに今病院で取り組んだ訪問看護、こういったところがあるわけですが、それぞれが実は採算がとれていないというところ。やっぱり特養についても運営が厳しくなつてきているし、デイサービス、ヘルパーについては赤字を町が補填するというような形で運用している実態があると。これらをそのままにしてまた新しい事業者を立てていくと、お互いに競合して、結果的にはどれも運営ができないと、難しいというような実態になり得るといふふうに心配しています。猿払村は、今回小規模多機能事業所をやるということでありまして、相当な村の負担を覚悟してやるということでありまして、これを我が町が同じようにできるかという、ちょっとやっぱり難しいのかなというふうに思います。そう考えていくと、今の長寿園の施設あるいは在宅のサービスをこのままでいいのかというふうな視点で見直しをしていく中で、一部をこういう地域密着型のサービスのほうに移行させるとかというふうな可能性は全くはないというふうには思っています。そういう面では、今後先ほど申し上げました既存の介護サービス、このあり方を将来に持続できるように考えていく中で、地域密着型なり違う形での移行ということも含めた検討をする必要があるのではないかというふうには認識をしております。今後その辺十分勉強していかなければならないというふうに思いますけれども、検討の方向としてはそういうことになるかなということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより議案第20号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。

議案第20号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 中頓別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。

議案第21号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 中頓別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

それでは、議場の時計で10分ほど休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時15分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第22号

○議長(村山義明君) 日程第22、議案第22号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第22号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、吉田保健福祉課参事から説明させていただきます。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(吉田智一君) それでは、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

155ページをお開きください。議案第22号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

159ページをお開きください。制定の要旨であります。平成26年4月に国基準賦課限度額が医療分51万円、後期高齢者支援分を14万円から16万円に、介護分を12万円から14万円にそれぞれ引き上げられ、続きまして平成27年4月からは医療分51万円から52万円、後期高齢者支援分を16万円から17万円に、介護分を14万円から16万円にそれぞれ引き上げられ、平成28年度の4月からは医療分52万円から54万円、後期高齢者支援分を17万円から19万円にそれぞれ引き上げられることが決定されました。当町としましては、町民の負担を考慮し、これまで据え置きとしてきましたが、近隣町村におきましても国基準賦課限度額の基準に合わせ随時引き上げが行われていること及び平成30年度から道が国保の財政運営の責任主体となり、国保税の賦課については道が算定する標準保険税率を参考とし、市町村が賦課額の決定をすることとなるため、新制度開始に向け当町におきましても平成30年度までに国基準賦課限度額に合わせる必要があるため、平成28年度から一部引き上げを行うことにしたものであります。

なお、別紙資料につきましては、国基準によりますこれまでの限度額の推移及び宗谷管内の平成27年4月現在の状況となっております。

156ページをお開きください。条文を読み上げたいと思います。第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「14万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

これは、課税についての規定となります。

第23条第1項中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「17万円」に、「12万円」を「14万円」に改める。

これにつきましては、減額する場合の基準を規定するものであります。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） ちょっとお尋ねします。

改正の要旨、28年4月からは52万円から54万円になるのでしょうか。でも、一部の改正条例を見ると51万円を52万円に改めるのだから、ここをどんなふうにとればいいのか、ちょっと教えてください。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（吉田智一君） 28年度からは、国基準、医療分54万円、後期分19万円、介護分16万円にはなることで国のほうは決まってはいるのですけれども、一度に上げますと全部で12万円上げることになるものですから、全額を一気にでなくて、一部、半分の6万円を上げる規定で今回上げています。また、来年に残り半分をできれば上げさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第22号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号

○議長（村山義明君） 日程第23、議案第23号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第23号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第23号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

163ページをお開きください。改正の要旨であります。運転免許取得者教育認定講習料の徴収に関する条例第16条中第5条は、道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる法定講習、高齢者講習でございますけれども、と同等の効果を生じさせるために行う講習であります。本件に関しましては、公安委員会ではこれを3号課程と呼んでおります。公安委員会からは、この3号課程未実施の運転免許取得者教育機関については、実施の検討を進めるようにと通達が来しているところであります。当自動車学校としても今後少しでも歳入をふやすためにこの3号課程の講習に力を入れていく必要があるが、これを円滑に進めるためには通常行っている法定講習の同額の手数料にて徴収する必要があることから、条例の一部を改正をするものであります。

条文ですが、中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第5号中「8,000円」を削り、同条同号に次のように加える。

イ、70歳以上75歳未満の者、5,600円。

ロ、75歳以上の者、5,200円。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行するという内容であります。

ただし、補足をさせていただきますけれども、第16条第5号の中で今現在8,000円を徴収することになっているのですが、国の公安委員会の規定ではここに記載されているとおり70歳以上75歳未満の者についての法定講習料は5,600円ということになっておりまして、当然受講者は安いところで受講するわけでありまして、そうなるとうちの学校では講習を受けていただく方がいないという実態になります。ただし、現在も法定講習は行っております。これは、公安委員会が自動車学校に対して講習をしてくださいということであるのですが、これについては5,600円を集めていまして、これを公安委員会のほうに一度納めることとなります。ところが、その全額講習料として自動車学校に来るわけではなく、一部事務手数料を差し引いて今は自動車学校のほうに納められているということになっておりますので、これを3号規定でやることによって独自に実施できて、その講習の結果は免許更新につながるということになりますので、そういう意味では自動車学校としてはこれを独自にやりたいという考え方を持って、講習料については法定講習と全く同じ額でやることで利用者に関する不便というか、増額するようなことはしないで対応していきたいという考え方で今回の改正をしたいということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） ちょっと意味わからないところがあるので、確認させてください。ここでいう75歳以上の者というのは、法定講習とは違うのですか。その辺だけ。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） ここでいう75歳以上の者の講習に関しては、法定講習ではありません。ただし、この改正の要旨に書いてあるとおり、道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる高齢者講習、これも法定講習の一部であります。ですから、どちらを受けても申請はできると。ただし、通常でいう免許更新のときの事前にやる講習に関しては期間があって、1年間そのことは認められます。ところが、3号課程の取り扱いについては、これは講習から6カ月間というふうに決まっております。その間免許更新に行く場合については利用できる。それを超えてしまうとそれは使えないこととなりますので、ただそこについては自動車学校としては決してそれを無駄にすることなく対応していただくために、今回3号課程を受講した方にはその方の免許更新の日程は学校のほうでも確認しますので、それによって通知を出して、必ず行っていただけるように、失効しないように手続はとりたいということですので、どちらの講習を受けても原則的には免許更新に使えるという形になります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） もう一つ確認します。

実は、昨年私とりました。8,000円でしたよね。それがこれからは5,200円になりますよという捉え方でいいのですか。その辺だけ。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） そういうことになります。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第23号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号

○議長（村山義明君） 日程第24、議案第24号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第24号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、長尾総務課参事から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 議案第24号について説明します。

別途配付されております議案第24号をごらんいただければと思います。議案第24号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

平成22年度において策定した中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

2ページ目の変更の要旨をごらんください。今年実施する国保病院リハビリ施設増設事業に対し、過疎対策事業債の充当を行うため、計画の変更を行うものであります。

3 ページをごらんください。区分欄 6、医療の確保において、変更後欄、(3)、事業計画で事業名欄、(1)、病院、事業内容欄、国保病院リハビリ施設増設事業、事業主体、町を追加するものです。

4 ページ目の参考資料においても同様に事業名、事業内容、事業主体を追加し、概算事業費欄、事業区分欄において変更後の事業費を追加したものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 24 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号

○議長（村山義明君） 日程第 25、議案第 25 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 25 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、長尾総務課参事から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 議案第 25 号についてご説明いたします。

164 ページをごらんください。議案第 25 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、上頓別・岩手・小頓別・秋田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成 28 年 3 月 1 日提出、中頓別町長、小林生吉。

本計画は、平成 28 年度より橋梁及び林道整備事業を上頓別及び小頓別地区において実施することを予定しており、その財源として辺地対策事業債を充当するために辺地計画の

変更を行うものです。

それでは、165ページをお開きください。変更部分についてご説明させていただきます。2の公共的施設の整備を必要とする事情において、道路に中頓別町管内平野橋橋梁長寿命化（修繕）事業及び中頓別町管内支陸橋長寿命化（修繕）事業を追加し、必要とする事情として、本路線は地域住民の日常生活、コミュニティ活動を図る上で欠くことのできない路線であり、安全性向上のため、修繕及び設計が必要であることを追加し、さらに林道に林業専用道天北線開設事業を追加し、必要とする事情として、林業専用道の整備により、森林整備の効率化や林業経営の安定化を図るとともに、雇用と地域経済の促進を図る必要があるを追加するものです。

続きまして、3の公共的施設の整備計画において、道路に中頓別町管内平野橋橋梁長寿命化（修繕）事業ほか1事業を追加し、事業費に2,200万円、財源内訳、特定財源1,540万円、一般財源660万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額に660万円を追加し、林道に林道専用道天北線開設事業を追加し、事業費に2,100万円、財源内訳、特定財源に1,071万円、一般財源1,029万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額に1,020万円を追加するものです。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第25号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号

○議長（村山義明君） 日程第26、議案第31号 中頓別町道路線の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第31号 中頓別町道路線の変更について、山内産業建設課

技術長から説明させていただきます。

○議長（村山義明君） 山内産業建設技術長。

○産業建設課技術長（山内 功君） それでは、説明させていただきます。

171ページをお開きください。議案第31号 中頓別町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり変更する。

平成28年3月1日提出、中頓別町長、小林生吉。

1、変更前の路線、整理番号117、路線名、あかね2号線、供用開始の区間、起点、字中頓別155の2、終点、字中頓別159の5、延長163メートル、用地幅員、最大9.5メートル、最小9.5メートル。

変更後の路線、整理番号117、路線名、あかね2号線、供用開始の区間、起点、字中頓別158、終点、字中頓別159の9、延長161.98メートル、用地幅員、最大14.17メートル、最小10.04メートルとなります。

路線の場所につきましては、配付させていただいていました町道路線の説明資料のとおりでございます。

変更理由につきましては、道路改良の完了に伴い、延長及び用地幅員を変更並びに地籍調査による起終点の変更をするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第31号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 中頓別町道路線の変更は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（村山義明君） これで本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。あす3月2日から3月4日までは休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす3月2日から3月4日までは休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時38分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員